

令和5年12月12日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和5年12月12日(火) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	11番	隅岡 美子
12番	村井 勉	13番	渡邊美喜子
14番	尾崎 忠義		

1、欠席議員

10番 古川 幸義

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	土井 真誠
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	冨木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
建設課主幹	喜田 浩希
産業課長	村井 崇一
消防長	青木 孝一
教育総務課長	竹田 光芳
生涯学習課長	谷口 賢司

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
事務局長補佐	大森 奉子
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時00分

議長（小川 保）

一同、ご起立をお願いします。礼。

ご着席下さい。

お早うございます。

本日も定刻にご参集頂きまして、誠に有難うございます。

ただ今、出席議員は13名であります。よって地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配布のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。多度津町議会会議規則第125条の規定により、3番、大平 恭大 君、7番、中野 一郎 君にお願いを致しておきます。

日程第2. 一般質問を行います。なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

初めに、7番、中野 一郎 君。

議員（中野 一郎）

お早うございます。

7番、中野一郎でございます。よろしく申し上げます。

次の3点について質問致します

まず1点目、令和6年度予算編成方針について、2点目、公園を核にしたまちづくりについて、3点目、ボランティア活動のリスクマネジメントについて、以上3点について質問申し上げます。

まず1番目、令和6年度予算編成方針についてです。

本町の財政は将来負担比率の改善など喫緊の課題があります。財政調整基金の増減もテーマとしてあります。そのような中、現在、令和6年度の予算編成方針を策定後、各課との折衝中のことと思えます。

予算編成方針の職員の考え方は、大きく分けて2つあります。

1つ目は原則、予算は最低限抑える。これは削るということです。

2つ目は、予算配分は相対評価で決める。（例として、重点事業が2つあって、どちらかを実施するという考え方です。）本町の職員の考え方はどちらでしょうか。各部局からの予算編成要求を集めたのち、「財政部局による査定」があります。

財政部局の査定には、「一件査定方式」と「枠配分方式」があります。

「一件査定方式」とは各部局が予算を要求して、ヒアリング等を通じて財政部門が査定を行います。

統一した考え方に基づいた事業費の削減に有効な手段です。

「枠配分方式」は財政部門が適正規模の枠を示して、各部局がその枠の中で、予算積算を行います。

積算の過程において、各部局が事業内容や実施の有無まで総点検を行うため、事業の見直しに有効な手段となります。現在はこの方式が主流となりつつあります。

そこで、次の5点についてお伺いします。

まず1点目、本町の査定方式は何方式を採用していますか、また職員の予算編成方針の考え方についてお伺いします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の本町の査定方式及び予算編成方針の考え方についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の査定方式につきましては、これまでは「一件査定方式」を基本として、各課等に対し、ヒアリングなどにより査定を行ってまいりました。

しかしながら、近年、大型普通建設事業の実施が続いたことに加え、人件費や扶助費などの経常的な経費の増加などにより、多額の財源不足が生じ、その財源不足を財政調整基金で補填するという状況が続きました。

そのようなことから、令和5年度の当初予算編成時からは、一部「枠配分方式」の考え方を採用し、予算編成方針の中で普通建設事業については各課等に予算の大枠を提示し、その枠組みを踏まえながら予算編成を進めているところでございます。

次に、予算編成方針の考え方につきましては、予算は本来「入を量りて出ざるを制す」という言葉にもありますとおり、出来る限り歳入確保を図りながら、その限られた歳入に見合うよう、歳出の抑制に努める必要があるものと考えております。

併せて、行政の簡素合理化の推進や事業の優先度の明確化を体現することなどを念頭におきながら、予算編成を進めているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、本町を取り巻く状況と国の動向についてお伺いします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の本町を取り巻く状況と国の動向についてのご質問に答弁をさせていただきます。

国は日本経済の先行きについて、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。としております。

そのような中、本町におきましては、近年、東日本大震災を教訓とした様々な防災・安全対策事業等を集中的に実施してきたこともあり、令和4年度の将来負担比

率が171.3%で、1,741団体中全国ワースト3位と非常に高い比率となりました。財政健全化法におきましては、「財政健全化計画」を策定し、自主的に財政の健全化を図るよう求められる「早期健全化基準」は350%であることから、現時点で本町の財政状況は健全段階と言えます。

しかしながら、昨今の不透明な経済情勢や少子高齢化などの社会情勢の変化、さらには突発的な災害などの不測の事態に対して、本町が住民からの負託に的確に応え続けるためには、今後、財政調整基金残高の復元や地方債残高の縮減により一層努めることで、将来負担比率をはじめとした財政指標の改善はもちろんのこと、強固でより安定的な財政基盤の確立に取り組んでいく必要があるものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に一般財源の歳入歳出の合計はどれ位になる見込みですか、お伺いします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の一般会計の歳入歳出の合計の見込みについてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和6年度当初予算の予算規模につきましては、現在、各課等からの予算要求に対しまして、財政部局において予算査定を行っているところであり、その総額については現時点では未定でございます。

近年は先ほども申し上げましたとおり、防災・安全対策として新庁舎建設をはじめとする大型普通建設事業を集中的に実施してきたことに加えまして、新型コロナウイルス感染症対策として様々な事業を実施してきたことから、予算規模が大きく増加し、100億円を超過しておりました。

しかし、本町の防災・安全対策事業に一定の目途がつき、新型コロナウイルスも徐々に収束に向かいつつあり、令和5年度の当初予算が92億2,800万円で、今議会の12月補正にて97億450万円となっております。

そのようなことから、令和6年度当初予算の規模と致しましては、令和5年度と同様に90億円台となるものと見込んでおります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に組織の大規模化により、農業の多面的機能支払交付金の範囲が拡大され、予算増加が見込まれますが、それを考慮して予算編成されているか産業課長にお伺いします。

産業課長（村井 崇一）

中野議員の多面的機能支払交付金の予算編成についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多面的機能支払交付金は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するために

交付される交付金でございます。

令和5年度現在、町内には8つの活動組織が5年間を活動期間とする活動計画に基づいて活動しており、令和5年度末をもって現行の活動期間を終了致します。

そこで、令和6年度からの新しい計画を作成するに当たり、議員のご質問にありますとおり、現在、組織の大規模化を検討しているところでございます。

これは、現行の8つの組織を統合しながら、現在、活動組織が無い地域も対象地域に取り込み、本町全域を対象地域とした一つの大規模な組織を設立することで、組織毎に作成しなければならない活動計画や交付申請に係る多数の書類事務を一本化したり、地域の枠を超えた人員の融通をしやすいものとするものでございます。

本事業の財源は、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1となっており、地元負担金が生じないことなど、地域住民主導で行う農地維持にとって非常に有益なものであると認識しており、新年度予算につきましては、この大規模化を前提として要求しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

再質問しますが、今の村井課長の話を受けて、財政部局総務課では予算実現に向けて、計画配慮して頂いているか、お伺い致します。

総務課長（泉 知典）

中野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほども産業課長が申しましたように、これは非常に有益な事業だと財政部局の方も認識しております。

また、負担金の方も町が4分の1ということで、積極的に活用していく必要があらうかと思っております。詳細については協議の中で決めていく予定ですが、財政部局としても前向きに導入が実践していこうと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

はい、有難うございます。多面的機能支払いについては、この後、兼若議員も質問されているようなようなので、私の質問は多面的機能については支払いについては、これ位にしておきます。

この質問の最後なんですけども、令和6年度予算編成方針の大枠（概要）について、令和6年重点施策を含めて町長にお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の予算編成方針の大枠と令和6年度の重点施策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和6年度の当初予算編成方針につきましては、先ほど総務課長が申しましたとおり、出来る限り歳入の確保を図りながら、その歳入に見合うような歳出の抑制に努めるとともに、行政改革大綱などを踏まえ行政の簡素合理化の推進に継続して取り

組むこと、最小の費用で最大の効果を発揮出来るよう創意工夫を行うこと、長期的な視点に立って計画的に行政運営を進めることなどを念頭に予算編成を行うことを方針として改めて示しております。

次に、令和6年度の重点施策ですが、いつ来るか分からない大地震に備えるための公共施設の建て替えは、一応の目途がつかいましたが、老朽施設の改修工事等が必要だと考えております。

財政状況を考慮しながら計画的に進めてまいります。現在のところ大きな財政支出は無いと考えています。

令和6年度の重要施策の内容につきましては、まだはっきりと申し上げられませんが、令和5年度施政方針の重点施策が人口減少対策としての地方創生事業、少子高齢化対策、財政の健全化の3本柱でありました。

この中で、特に地方創生事業につきまして、多度津の歴史、伝統文化を生かした魅力のあるまちづくりと人づくりを行うことにより、本町の持続的な発展に寄与出来るような事業に取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。今、町長から魅力的なまちづくり人づくりを行っていききたいという話がございました。

私は自分で調べて分からないことがあるとよく職員の方々に教えてもらいに行きます。皆さん丁寧に調べて教えて頂きます。皆さん、よく勉強されていてユニークな発想や建設的な意見を持っている人がたくさんいらっしゃいます。そういう職員の方々のご意見とか提案なども考慮に入れて頂いて、予算編成して頂きますようによろしくお願い致します。

次に、2つ目の公園を核にしたまちづくりについてお伺いします。

多度津町は他の市町に比べて、面積が小さいということもありますが、公園が少なく、癒される場所があまり少ないと思います。公園は子どもだけでなく、子どもからお年寄りまで幅広い年齢の方が癒される場所でもあると思います。

国土技術政策総合研究所の「防災公園の整備・活用に関する事例集」には公園に防災機能を持たせた事例が紹介されています。

その中には、公園を核にした市町がたくさん紹介されています。

令和5年施政方針の中の「自然と調和した生活環境づくり」の中で、町長は「道福寺公園につきましては、昨年9月に都市公園として開園いたしました。

今年度はさらに、防災遊具や非常電源付ソーラー照明を整備しているところですが、今後は災害時の緊急避難場所としての活用も含め、多くの町民の皆様が多目的に利用でき、多世代が交流出来る公園を目指してまいります。

また、その他の公園及び緑地や水辺につきましても秩序ある市街地の形成や地域コミュニケーションの場として重要な役割を担えるよう、住民ボランティアのご協力

を得ながら適正な維持管理に努めてまいります。と述べられています。

8月24日に開催された「こども議会」でも「桃陵公園を防災公園に」というのと「どのような天気でも快適に過ごせる公園」という2つの公園に関する質問が提出されました。

提出原案では、その内容を書いていますけども時間の都合で、その内容、町長の答弁は、ここではちょっと割愛させていただきます。そのあとから続きます。

道福寺公園は、土・日ともなると家族連れ、駐車場が足りないくらい大勢の家族連れで賑わっています。私たちの子どもの頃は神社や学校の運動場が遊び場で、良くピーター（三角ベースの野球のこと）をやっていました。今は、神社で遊ぶ子どもはあまりいません。

公園は、そのままでも最初の避難場所となりますが、広場の状態のままでは不十分ではないでしょうか。国土技術政策総合研究所の事例集では、食料や非常用の水やトイレなどを備え、海が近いところは津波避難のための人工丘陵を備えた例もあります。

このような備えは公民館や体育館でも出来ませんが、どのような災害が起きるか分からないので分散しておくことも重要です。

冬期間は屋外である公園は避難所となりませんが、各種非常用品が近くにあるならば、近所の住民の方には安心出来るものとなります。

また、公園を整備することで、町民の活性化に繋げる方法もあります。

民間企業等との協力で公園を中心にまちづくりを進めている自治体もあります。

さらに、住民も公園を中心とするまちづくりに関わることが出来れば、地域の特色を反映することも出来ます。

公園は今や遊ぶ場所、憩いの場所だけではなく、生命を守る場所などの様々な側面を持つ場所にもなり得ます。

そこで、今後の公園の整備にあたり、防災や町の活性化に利用することも含めて町の考えを次の3点についてお伺いします。

まず1点目ですが、多度津町都市公園条例では、都市公園法及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理について必要な事項が定められています。

第1条の3において「都市公園の町民1人当たりの敷地面積の標準は、10㎡以上とし、市街地に設置する都市公園の当該市街地の町民1人当たりの敷地面積の標準は5㎡以上とする。と定められています。多度津町は現状、この基準をクリアしているでしょうか、お伺いします。

クリアしていないのであれば、今後どういうプラン・拡大計画があるのかお伺いします。

耕作放棄地の活用なども視野に入れた高齢者の身近な憩いの場、子どもの居場所、



異世代・異年齢交流の場として公園を核としたまちづくり（道福寺公園のような公園を何箇所か造る等）が出来ないか町長にお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の都市公園の町民1人当たりの必要面積の多度津町での現状についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町には、都市計画法に基づき地方公共団体や国により設置された都市公園としまして、桃陵公園・堀江公園・桜川河川公園・道福寺公園があり、その合計面積は11.72haです。

町民1人当たりの面積にしますと、条例に定める都市公園の町民1人当たりの敷地面積の標準が10㎡であるのに対して5.3㎡、市街地に設置する都市公園の町民1人当たりの敷地面積の標準が5㎡であるのに対して1.06㎡と標準を下回っていますが、都市公園以外の本町が設置管理している公園の敷地面積は、「桜の森高原」が1.86ha、その他の公園・緑地が2.55ha、記念公園、交通公園・緑地等が2.37haであり、これらを含めた町内の公園の合計敷地面積は18.5haとなります。

この場合においては、町民1人当たりの敷地面積の標準が10㎡に対して8.4㎡、市街地に設置する町民1人当たりの敷地面積の標準が5㎡に対して4.68㎡と標準を若干下回っているのが現状です。

町が整備した公園以外においては、民間事業者により一定の規模以上の開発行為の際に設置する公園の設置基準を設けており、公園1区画の最低面積を開発区域面積の3%以上として設定し、不足が生じないようにしております。

それら開発行為で整備した公園が3.26haあり、町民1人当たりの面積は、条例に定める町民1人当たりの敷地面積の標準が10㎡に対して9.9㎡、市街地に設置する町民1人当たりの敷地面積の標準が5㎡に対して6.36㎡となり、標準を満たしております。

議員ご指摘のとおり公園は、遊ぶ場、憩いの場としての機能以外にも防災機能の観点から災害時の一時避難場所としても有効であり、適所にバランスよく配置することが望ましいと考えます。

しかしながら、新たに公園を整備しようとした場合には、用地の確保と整備に当たり多額の事業費が想定されますことから、早急な整備は困難であると考えています。

今後、国の補助金制度をはじめ、公園整備事業に有利な制度が創設された際にはその活用を検討し、時機を逸することのないよう、迅速に対応してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

2つ目の質問ですけど「桜の森高原」は都市公園ではありません。

駐車場らしきものはありますが、どこに車を止めればいいのでしょうか。もっと憩

える場に整備して欲しいと思いますが、今後の桜の森高原の整備方針についてお伺いします。

建設課主幹（喜田 浩希）

中野議員の今後の桜の森高原の整備方針についてのご質問に答弁をさせていただきます。

桜の森高原の駐車スペースは、リサイクルプラザ側より進入する町道沿いに駐車空間を確保しており、利用者はそちらに駐車し利用して頂いております。

桜の森高原は、平成17年から3年間をかけて整備を行った森林公園です。

桜の森高原に隣接する県立桃陵公園には約1,500本のソメイヨシノが植えられており、桜は町花・町木でありますことから、多度津山といえば桜というイメージが定着しております。

また、桜の森高原には、ソメイヨシノとは開花時期の違う「サトザクラ」「ボタン桜」など31種類、合計400本の桜を配置し、多度津山の桜の山としてのイメージの向上を図るとともに、四季を通じて散策出来る公園とするため、敷地内を巡る遊歩道、公園内の水辺施設としての鑑賞池、自然石を使用したモニュメントを配した展望広場、休憩施設の東屋などの整備を行っており、整備した森を地域の方と共に維持することが大切であるという観点からは、記念植樹を行うことにより、桜の森高原の維持管理への協働の精神や緑化意識の向上を図っております。

また、桜の森高原の利用者においては、今後更なる利便性の向上が求められるものと認識しており、具体的には駐車場やトイレの整備などが考えられますが、その整備にあたっては多額の事業費が想定されますことから、早急な整備は困難であると考えております。

先ほど、町長の答弁にもありましたが、今後、国の有利な補助金等が創設された際には活用を検討し、全ての方が利用しやすく憩いの場となるような公園整備に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今の答弁の中で、駐車空間を確保しているっていうお話がございました。

駐車空間なんで、駐車場としての整備ではないんで、今後の整備計画について、もし答えられるのであれば、答えられる範囲で答弁お願いしたらと思います。再質問です。

建設課主幹（喜田 浩希）

中野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

桜の森高原の駐車場空間につきましては、公園整備の際、山間部を切り開き山肌を削って整備した土地となっております、その面積は約1,500㎡程度ございます。駐車場整備に当たっては、その立地条件から現状地盤はかなり固く、掘削等も相当困難な場な状況であると考えられます。

また、整備面積も広大であり、整備費用は他の公園の駐車場と比較しても大きく膨らむものと考えられ、このような理由から整備は現実的に困難な状況と考えておりました。桜の森高原の駐車場整備についての具体的な計画は、現在のところございません。

しかしながら、利用される方々にとっての利便性の向上を図ることは公園管理者としての責務でありますので、まずは住民ニーズを把握した上で整備方法や時期などについて研究し、駐車整備の可能性について検討すると同時に公園の利便性の向上に向け最善の方策について研究の上、財源確保に有利な制度の活用について検討し、予算の確保に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に公園使用マナーが悪い（公園での食事の片付け等）ということを住民から聞くことがあります。

公園使用マナーについてどう考え、どう指導するのかお伺いします。

例えば、マナー遵守の看板、ゴミを持ち帰りましょうとかいう看板とか、そういうことです。についてお伺いします。

建設課主幹（喜田 浩希）

中野議員の公園利用者のマナーについてのご質問に答弁をさせていただきます。

公園利用者や近隣住民に安全・安心で快適な環境を提供する上で、不法行為・迷惑行為の抑制は不可欠であると認識しています。

そのためには、モラルやマナーに対する意識向上のため、口頭での指導や看板等の掲示物により公園利用者に注意を促すなど、基本的な啓発活動が利用者の意識向上に向けた重要な取組であると考えております。

一方、これとは別に公園自体を常に清潔で美しい状態に保つことにより、利用者等が自らの手で公園を汚したり荒らしたりしてはいけないという意識を醸成することも有効な手段であると考えており、公園利用者のマナー向上が図れるよう、引き続き公園・緑地の景観・美観の維持に努めるとともに、併せて様々な不法行為・迷惑行為への対策を行ってまいります。

また、公園利用者とのコミュニケーションや地域コミュニティとの連携に努め、公園への愛着心を高め、町民の皆様の憩いの場となるよう維持管理に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

再質問で公園のトイレのことなんですけれども、大きな公園の公衆トイレの整備についてなんですけれども、その整備状況と未設置の公園の今後の対策とか、対応とか答えられる範囲内でお伺いします。

建設課主幹（喜田 浩希）

中野議員の再質問に答弁させていただきます。

本町のトイレを設置しております公園につきましては県立桃陵公園や堀江公園、道福寺公園において、利用者の利便性のために公衆トイレを設置しておりますが、それ以外の桜の森高原等の公園をはじめ、他の公園についてはトイレはない状況でございます。

トイレの設置となりますと、公共下水道エリアにつきましては下水道に接続し、下水道区域外においては、浄化槽の設置が必要となるものと想定されます。

浄化槽の設置につきましては、公園の場合、不特定多数の人が利用される公園の公衆トイレでありますことから、浄化槽の処理槽も普通の一般家庭等に比べれば、相当規模の大きなものの設置が必要と思われまますので、費用の方も多額な設置費用になろうかと想定されます。

しかし、今後の公園の整備の計画において公衆トイレの設置の可能性について検討するとともに、まずは住民ニーズを把握し、より少ない財政、整備方針で進める方策について検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

この後、藪内議員、兼若議員も公園に関係した質問をされるようです。

それだけ住民からの公園の要望があるということなんで、町長、今後の政策においても公園の整備や新規公園の検討等を行って頂ければと思いますので、よろしくお願ひします。

続いてボランティア活動のリスクマネジメントについて質問致します。

8月24日の「こども議会」の「ポイ捨て防止 ふるさと多度津を美しく」の質問に対して、町長は「本町では平成13年4月から多度津町環境美化条例に基づき、毎月第3日曜日を「環境美化の日」と定めており、自治会を中心とした町民の皆様や町内の事業所にお勤めの方々に、早朝1時間程度のボランティア清掃を実施して頂いております。また、4月から5月にかけては「道路側溝など清掃」、いわゆる水路の清掃や川掃除として、多数の住民の皆様にも水路等の清掃を行って頂いており、毎年大量のゴミが回収されております。本町ではこうした環境美化活動に対し、ゴミ袋や清掃用品の提供や集められたゴミの回収・処分を行っています。（あとは略します。）」と述べられています。

もし、ボランティア活動中に事故が起こってしまった時、その責任は有償・無償に関わらず、法的責任が生じます。

ボランティアだからということで、その責任が免除されることはありません。

ボランティアについてのリスクマネジメントについて、適切に考えられている組織は少ないんですけれども子どもや高齢者に対するボランティアは、清掃活動などのボランティアに比べてリスクが高いのは間違いありません。「気軽さ」を打ち出し

ている組織もありますが、ボランティアの内容によっては、決して気軽では済まない場合もあります。

ボランティアにはどのような責任があるのでしょうか。ボランティアが負う法的な責任として、主に民事・刑事上で次のような責任が生じる可能性があります。

まず民事上の責任では不法行為責任（民法 709 条）故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

もう一つは、刑事上での責任で過失傷害（刑法 209 条）、過失致死（刑法 210 条）、業務上過失致死傷（刑法 211 条）、重過失致死傷（刑法 211 条）です。

ボランティアにおいて、意図的な不法行為が行われる可能性は低いのですが、専門的な訓練を受けずに携わってしまうことが多く、現実的には意図せず誤って起こしてしまう事故の可能性は少なくありません。

そういった状況から、特に理解をしておかなければならないのは「注意義務」（安全配慮義務）です。

注意義務とは、ある行為をするにあたって要求される一定の注意を払うべき法的義務で、他人のための善良な管理者としての注意と自己のためにする注意とに分かれます。

違反すると民法上、損害賠償の責任などを生じることもあり、刑法上は過失犯の成立要件となります。

子どもに関わる活動では有償・無償に関わらず、「注意すべき立場であったにも関わらず、適切な対応を取らずに事故（結果）に至った」ということになれば、その責任が問われることとなります。

法的な責任の有無の判断には、主に「予見可能性」・「回避可能性」の2つの基準があります。

「予見可能性」とは事故が起きることは事前に予測出来なかったのか、相当の注意力と判断力をもってすれば、事故が起きることを予測し、その対策を講じることが出来たはずなのにこれをせず、事故が発生してしまった。

「回避可能性」とは相当の注意力と技術力をもってすれば、事故は回避出来たはずなのに何らかの過失（ミス）によって回避出来なかった。

一方、ボランティア活動として車の運転中に不注意な運転で事故を起こし、同乗者に怪我を負わせた場合は、通常、不法行為に基づく損害賠償責任（民事責任）を負う可能性、業務上過失傷害罪（刑事上）の責任を負う可能性があります。

問題は、純然たる行為によるボランティア行為であっても通常の場合と同じく責任を負うのかということです。

この点、民事責任についての裁判所の立場は、ボランティア活動のような無償の社会的有益な活動であっても不注意で損害を与えてしまった場合には、責任を負うべ

きとするものです。

そこで、次の4点についてお伺いします。

まず1点目、毎月第3日曜日のボランティア清掃活動にボランティア保険の加入があるのかお伺いします。

また、第3日曜以外の日に清掃活動を行っている自治会もありますが、対応についてお伺いします。

住民環境課長（石井 克典）

中野議員の毎月第3日曜日のボランティア清掃活動のボランティア保険の加入についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、多度津町環境美化条例第9条の規定に基づき、毎月第3日曜日を環境美化の日と定め、町内各地で自治会の方々や町内事業所にお勤めの方々等によるボランティア清掃を実施して頂いております。

そのため、第3日曜日につきましては、町で清掃活動への参加者を対象とした傷害保険に加入しておりますが、全てのリスクに対応するものではありません。

また、第3日曜日以外につきましては、自治会等の都合によりばらつきがあり、全てのボランティア清掃活動団体を対象とすると保険料があまりにも高額となるため保険には加入しておりません。

そのため、積極的に自治会活動を行っている団体では、自治会が行う活動におけるリスクを包括的に保証する「自治会活動保険」に加入している自治会があると聞いておりますので、自治会から清掃活動等におけるリスクについてのご相談があったときには、こちらをご紹介させて頂いております。

本町と致しましては、ボランティア清掃活動を行う全ての団体の方々には、まず安全面を考慮頂き、無理のない範囲での清掃活動にご協力頂ければと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、ボランティア活動のリスクの対処法として、子どもに関するボランティア活動においてどのようなリスクマネジメントが行われているかお伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員の子どもに関するボランティアにおいてのリスクマネジメントについてのご質問に答弁をさせていただきます。

小・中学校の児童・生徒が参加するボランティア活動のうち、学校長が認めた活動等につきましては、学校管理下における活動の扱いになりますので、負傷、疾病及び障害等が発生した場合には、加入している日本スポーツ振興センターの保険が適用されることとなります。

その他の学校を介さない活動での負傷等につきましては、行事を主催する団体が加入する保険で対応されることとなります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、高齢者ボランティアサービスのリスクの対処法として、送迎サービスの「移動サービス・チョイ来た」は、どういうリスクマネジメントが行われているかお伺いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

中野議員の「移動サービス・チョイ来た」のリスクの対処法として、どういうことが行われているかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

ある地域では、近隣の方が車で買物に行くとき、好意により一緒に乗せていく方法で買物支援をしていた状況であったことから、リスクマネジメントが整った環境で高齢者の移動支援が出来るよう「移動サービス・チョイ来た」が創設されました。

住民ボランティアによる「移動サービス・チョイ来た」は、多度津町社会福祉協議会におきまして、専用の軽自動車を確認し、ボランティア保険と無制限の自動車総合保険に加入しています。

現在、受付ボランティアは42歳から80歳の36名、運転ボランティアは33歳から74歳の19名の方が協力し、支援しています。運転ボランティアは年齢を75歳までとし、多度津町社会福祉協議会が実施しています運転ボランティア養成講座において、接遇や運転技術の再確認をしています。

また、運転免許証の有効期限の確認や運転者健康自己申告シートによる健康確認をしており、運転前には、毎回、チェックシートにより体調や車両の安全確認をしています。

運転ボランティア中に事故が発生した時を想定し、緊急時の対応体制を構築しており、事故発生時は車両管理責任者である多度津町社会福祉協議会に連絡が入り、即座に対応出来るようになっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

最後に、住民ボランティアとして行っている送迎サービスの「移動サービス・チョイ来た」は町の社会福祉協議会や生活支援コーディネーター等で構成される協議体「たどつ支え合い笑顔の会」が立ち上げており、利用者から喜ばれています。

しかし、死亡事故等が起こった場合、運転者や代表者の責任は非常に重いです。

「移動サービス・チョイ来た」の発展的課題として、多度津町高齢者福祉タクシー事業のさらなる充実や町が行うデマンド型交通・乗合タクシー等サービスの提供を行って頂けないか町長にお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の交通サービスの拡充・提供についてのご質問に答弁をさせていただきます。

「移動サービス・チョイ来た」につきましては、住民の方々をはじめとした関係者の方々のご尽力により、地域の支え合いによる運行が実現しており、住民同士の共

助の取組を推進頂いておりますことに大変感謝をしております。

本町と致しましても高齢者を対象に福祉タクシー事業に取り組んでいるところではございますが、再度、公共交通の在り方について検討する必要があると考えております。

一方で、公共交通の担い手となる公共事業者を取り巻く環境は、人口減少による利用者の落ち込みや運転手不足等、非常に厳しい状況となっております。

こうした状況を踏まえ、国におきましては、地域の関係者の連携・協働を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築を進めるための共創モデル実証プロジェクトなどの支援策等を創設しております。

本町と致しましては、今年度末に策定を予定されている「香川県地域公共交通計画（仮称）」の内容を精査し、更なる先進事例の収集・研究や国の支援策等を活用し、今後の公共交通の在り方について、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

町長、有難うございます。

この後、渡邊議員、藪議員も交通移動サービスの質問をされるようです。

私の質問はボランティア活動のリスクマネジメントがテーマだったんですけども、それだけ移動交通サービスの住民需要というか、地域交通ネットワーク構築を住民が求めているということなんで、より良い交通サービスの提供を今後検討頂きますようによろしくお願い致します。

以上で、私の質問を終わります。有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって、7番、中野 一郎 議員の質問は終わります。

次に、4番 藪内 真由美 君。

議員（藪内 真由美）

4番、藪内 真由美でございます。本日もよろしくお願い致します。

令和5年12月定例会におきまして、次の3点について質問をさせていただきます。

一問一答方式でお願いします。

1点目は、都市計画税の用途について、2点目は、法定外公共物官地について、3点目は、空き家、空き地の有効活用としてコンパクトな公園をです。

今回のこの3点につきましては、3点とも関連性がある部分があり、担当部署の方々には、お手数をかけますが、よろしくご答弁をお願い致します。

まず1点目の都市計画税の用途についてです。

課税対象区域はどこでしょうか。また、税収はいかほどでしょうか。よろしくお願い致します。

税務課長（西山 政有紀）



藪内議員の都市計画税の課税対象区域及び税収についてのご質問に答弁をさせていただきます。

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために課税される目的税で、本町では都市計画区域のうち、公共下水道事業の認可区域等の都市計画事業にかかる区域に所在する土地及び家屋に対し課税しております。

税収としましては、収入累計額として、令和4年度決算額65,571,578円、令和3年度決算額66,093,056円、令和2年度決算額64,979,553円、令和元年度決算額64,574,936円となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

町の問題点を解決するためにどのように使われているのか、お伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

藪内議員の都市計画税の用途状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

都市計画税の用途につきましては、都市計画法に基づいて行う都市計画施設の整備事業等の費用に充てるものとなっております。都市計画施設とは道路、駐車場などの交通施設、公園、緑地などの公共空地、水道、下水道等の供給処理施設などがあります。

本町の本年度予算においては、一般会計では主なものとして、公園事業費の維持管理委託費や工事費など、また、緑化推進費の街路緑地帯の維持管理費等に充当しており、特別会計では下水道事業費の下水道施設の維持管理費、整備工事費及び事業債などに充当しております。

都市計画税の税収は、令和5年度予算ベースで都市計画事業費全体の約12.2%の充当割合となっております。都市計画税は用途が定められた目的税であることから、引き続き、都市計画事業の有効活用に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

次にまいります。先日、桜川橋の曲がり角に雑草樹木が茂り自転車や車の視界を遮り危ないため、何とかして欲しいとの要望がありました。私も確認し、危険な状態であるため、急ぎ、町建設課へ連絡すると、桜川河川は本来、県の管轄であるとのことでした。が、その後、町と県で伐採完了して頂き、依頼者の方々も喜んでおられました。その際は、迅速なご対応有難うございました。

それに伴い、2点目の法定外公共物についてです。

先ほどとは別の場所ですが、町内の都市計画区域内外において、雑草が生い茂り、管理の行き届いていないと思われる土地が多々あります。

そこは法定外公共物、いわゆる官地という農道と位置づけられた土地でした。

その雑草等の管理については、主として利用されている方々が管理をしていくということであり、町が協力出来ることは、生コンを支給するのみで、管理され

ている方々が整備費用を負担しているとの話を聞きました。

必要であれば、生コンを支給するだけのことであり、整備費用については実費とのこと。個人での対応は、至難の業と思われれます。この点についてはどのようにお考えですか。お伺いします。

産業課長（村井 崇一）

藪内議員の農道の整備費用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

農道の維持管理につきましては、日常的に必要となる草刈りに代表されるような路面維持の他、陥没やひび割れといった軽微な損傷に対する補修作業がありますが、基本的に地域の農業者複数が受益者であることから、その管理は地元水利組合に任されているところでございます。

こういった補修作業に必要となる花崗土や生コンクリートといった資材について、地元水利組合から相談がありました場合は、町から原材料の支給を行うことにより、維持管理への支援を行っております。

また、土地改良区が行う事業として、県費補助事業の採択基準を満たさない修繕や更新工事につきまして事業要望調査を行い、事業の必要性や優先度の判断により土地改良事業として実施しているところでございます。

なお、この町補助の土地改良事業の補助割合は、事業費に対して町が4分の3、地元負担が4分の1でございます。

また、地元負担を伴わない制度と致しましては、多面的機能支払い交付金事業がございます。

本事業は、地域の農業者等が共同で行う水路の草刈り・泥上げや農道の路面維持といった農地維持活動や水路・農道・ため池の軽微な補修といった農村環境保全活動、更には老朽化の進む水路等の補修・更新といった施設の長寿命化に利用可能なものでございます。

現在は、8つの活動組織がこの事業を利用しており、これらの活動組織が管理する農道については、全額多面的機能支払交付金を充てて修繕等が可能となっております。

令和6年度からは、現在活動組織が無い地域もこの事業を活用出来るよう、本町全域を対象エリアとする活動組織の大規模化に向けて、現在、取り組んでいるところでございます。

なお、多面的機能支払交付金事業費の内訳は、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1となっており、地元負担金が生じないことから、農地や農道の維持管理にとって有益なものでありますので、今後も本事業の推進に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

それでは、誰も利用する人がいない農道及び不特定多数の方が利用し管理されて

いない農道の管理、この点についてはどのような取扱いをされているのですか、お伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

藪内議員の利用者のいない農道及び不特定多数の利用者がいるが管理されていない農道の取扱いについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の農道につきましては、地方分権一括法により国より移管された法定外公共物の農道になります。

法定外公共物の農道につきましては、境界確認や用途廃止などの財産管理の手続きは、地元水利組合と協議しながら、町が行っております。また、日常的な維持管理などの機能保全につきましては、利用している、していないに関係なく、法定外公共物の農道は、従前より、原則、受益者である水利組合や自治会など地元関係者をお願いしております。

また、先程の産業課長の答弁にもありました県・町の補助事業により、水利組合や自治会等が事業主体となり整備された農道につきましては、その農道を整備した事業主体に適正な維持管理についてもお願いしております。

今後も産業課と連携を図り、地元関係者への支援についても検討を進め、農道の適正な維持管理に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

都市計画区域内と都市計画区域外とでは取扱いが変わってきますが、都市計画区域内であるのであれば、法定外公共物の農道管理も都市計画事業の整備に該当するのではないのでしょうか。いかがお考えでしょうか。

建設課長（三谷 勝則）

藪内議員の都市計画区域内の法定外公共物の農道管理が都市計画事業の整備に該当するか否かについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の都市計画区域につきましては、島嶼部以外は都市計画区域内になります。

議員ご質問の都市計画事業につきましては、都道府県知事などの認可・承認を受け、実施される都市計画施設の整備に関する事業となっており、主な都市計画施設として都市計画において定められた道路、公園、下水道などの整備事業になります。

このことから、法定外公共物の農道管理につきましては、都市計画区域内・外は関係なく都市計画事業には該当しないものと考えております。先ほど答弁致しましたとおり、原則として、受益者である水利組合や自治会など地元関係者をお願いしております。

今後も産業課と連携を図り、農道の適正な維持管理に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

とてもご丁寧なご答弁有難うございます。私の理解力不足のせいか、何の質問をしたか忘れてしまうほど立派な答弁で有難うございました。

要は、都市計画税を支払っている町民の区域で草木が茂り、その土地が官地や空き地であるのにも関わらず、受益者、水利組合、自治会、地元関係者にお願いするのではなく、その都市計画税などで充てるなど出来ないのかという質問で、私は訴えていきかけたのですが、少し冷たい回答ではなかったかなと思っております。

自治会でのお年寄りや高齢者、女性など草刈り・生コン作業は困難かと思われまます。どうぞ建設課長、町長、今後、検討の方をよろしくお願い致します。

続いて、3点目の質問です。空き家、空き地などの有効活用についてです。

多世代にわたり、散歩や憩いの場となるコンパクトな公園を要望する声を多く聞きます。

多度津町として所有している土地、町営住宅等の整備された土地はどれだけあるのでしょうか。

また、今後どのような計画、利活用をお考えですか、お伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

藪内議員の空き家・空き地などの有効活用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

空き家・空き地につきましては、町内全域で増加傾向にあり、空き家に関しましては管理不十分で周辺環境を阻害している場合もあり、本町では社会資本総合交付金を活用し倒壊の可能性のある空き家に対しまして、補助制度を設け運用しております。

また、管理不十分な空き家につきましても所有者を調べ適切な管理をして頂くよう、文書等をお願いをしている状況でございます。

現在、本町が所有する土地につきましては、行政財産・普通財産を合わせて114万7423㎡ございます。

そのうち、行政財産の公営住宅用地が4万2935㎡となります。

このうち1万2317㎡につきましては、今後、用途廃止の予定となっており、売却等を主として、各種有効な活用方法を検討することとしております。

その他の土地につきましては、現時点で具体的な利活用の計画はございませんが、議員からご指摘のありましたとおり、公園については、子どもたちの遊び場として、また、高齢者にとっての身近な憩いの場として、さらには多世代が交流する地域コミュニティ活動の場としての重要な場を役割を担っており、災害時には避難場所や救援活動の拠点にもなると考えております。

また、公園の木々は人々に潤いと安らぎを与え快適な空間を提供するなど、都市整備において、生活環境の向上のため、重要な施設であります。

今後、公園を含めた施設整備を推進し、住民の生活環境の向上を目指していくにあ

たり、都市整備に関する様々な計画と照らし合わせながら、町が所有する土地の有効活用について検討を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

町長、有難うございました。11月12日付けの四国新聞に自治体の公共事業などを支援するとして、社会資本整備総合交付金を活用するとありますが、本町では、どのような社会資本整備総合交付金の効果的な活用を考えていますでしょうか、お伺いします。

建設課主幹（喜田 浩希）

藪内議員の社会資本整備総合交付金の効果的な活用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

社会資本整備総合交付金は、地方公共団体が行う社会資本の整備その他の取組を支援することを目的としており、地方公共団体が作成した計画に基づき、基幹的な社会資本のほか、関連する社会資本やソフト事業を総合的に整備するための交付金です。

近年では、社会資本整備総合交付金の交付対象事業と致しまして、道福寺公園の整備事業を選定し、整備を行いました。

今後も新たに創設される「こどもまんなか公園づくり」などの支援制度を含め、社会資本整備総合交付金に限らず、財源的に有利となる補助制度の活用研究し、また、公園の整備、維持管理に当たっては、地域の皆様のご協力を得ながら、子育て世代が安心、安全に過ごせる快適なまちづくりを目指し、取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

再質問です。今、子育て世代が安心・安全に過ごせる快適なまちづくりを目指し、取り組んでまいりますと言われました。また、町長は先ほど公園を含めた施設整備を推進し、住民の生活環境の向上を目指していくと心強いお言葉を頂きました。それでは、今後どのように計画して、まちづくりのためになさっていくのか、今後の計画を分かる範囲でよろしいですので、町長にお伺いします。お願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

ただ今の藪内議員のご質問に対して答弁をさせていただきますけども、非常に抽象的な質問でありまして、これは都市計画全体に対して、それぞれの公園整備、また、都市整備、そして下水道、上水道、様々なものが関係していきますので、そのことを網羅してのことになりますので、ちょっと、質問に対しての答弁ということにはならないんじゃないかなと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

町長、有難うございました。不躰な質問を致しました。申し訳ございませんでした。子育て世代の声が届き、町民の暮らしが過ごしやすく、環境整備など快適になるよ

うに前向きな政策を実施していくよう希望し、私の一般質問を終わらせて頂きます。  
有難うございました。

議長(小川 保)

これをもって、4番、藪内 真由美 議員の質問は終わります。  
ここで暫時休憩を致します。議場内の時計で10時40分までと致します。  
よろしくお願い致します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時40分

議長(小川 保)

休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

次に13番、渡邊 美喜子 君。

議員(渡邊 美喜子)

13番、渡邊 美喜子、一般質問させていただきます。

1点目は、移動困難者の交通手段の確保。2点目は、多度津初の「こども園」についてでございます。一問一答形式であります。よろしくお願い致します。

質問に入ります。1点目、移動困難者の交通手段の確保についてでございますが、今日まで、この関連のある一般質問は多くの議員さんの方々からありました。

例を上げてみますとコミュニティバス、福祉タクシー、「移動サービス・チョイ来た」などであり、私も、何回か一般質問をさせていただきました。

このことは、言い換えれば、多くの町民の皆様の声、そして、切実なる要望があると言えるのではないのでしょうか。

福祉タクシー、「チョイ来た」移動車は実施をしています。しかし、高齢化が進んだ現状を見ますと、福祉タクシー、「チョイ来た」移動車の運行だけでは不透明、中途半端であります。私も「チョイ来た」移動車に関係者として活動しているので、特に感じます。

町は、交通困難者の声として、ニーズを吸い上げる時期に来ているのではないのでしょうか。待ったなしの状況であります。

今回の移動困難者の交通手段の質問にあたって、近隣自治体の交通手段について丸亀市、善通寺、琴平町、坂出市の担当者から伺ってまいりました。

その中で、本町に交通手段、予算、形態が1番合ってるのは、坂出市ではないかと思ひ、参考までに簡単に概要説明をさせていただきます。

デマンド乗り合いタクシー「令和5年10月2日改正」表1、お分かりになりますでしょうか。これが、坂出で実際行ってるデマンド型乗り合いタクシーでございます。

ブルーそれからピンク、グリーンとこの3区間であります。表1を見て頂いて、郊外

部の路線バスが運行していない地域を対象に3区間運行しています。運行日は月曜日  
から金曜日、土・日・祝日、12月31日から1月3日は運休でございます。

続いて、分かりますでしょうか。ちょっと申し訳ありませんが、小さい字で悪いです。  
表2は、デマンド型乗り合いタクシー、運行時間は上りが8時、9時、10時、13時、  
下りが11時、13時、15時、17時ということになっております。

そしてデマンド型乗り合いタクシーは、予約に合わせて運行する乗り合いタクシー  
です。時刻表の運行日に対して、1名以上の予約があれば、運行致します。予約の  
状況によって運行の経路が決まります。

続いて、表3でございますが、申し訳ありません。小さいですけども運賃ござい  
ます。運賃が200円から400円で、利用の時の乗車場所、降車場所の属するエリアで、  
運行されています。予約によって出発、到着時刻が前後することがあります。

続いて、表4でございますが、運行車両はセダン型タクシー、または、ジャンボタ  
クシーの車両でございます。この車にブルーのマークが入ってますが、ブルーのマ  
ークは、この地域を走っております。

それから、ピンクのマークは、このピンクの地域を走っております。

それから、グリーンのマークは、このグリーンのところを走っております。

乗車定員は8名まで。9名以上の予約は出来ませんので、次の便を予約して下さい。  
タクシー車両で乗り合わせて運行するため、大きな荷物や車椅子は乗せられません。  
以上が簡単な概要であります。

坂出市は面積が92平方km、人口が約4万9,500人、高齢化率が34.5%、そこで、多度津  
町の面積でございますが、24平方km、人口が約2万2,500人程度ですけど、このとき調  
べた時は人口が2万2,500人、高齢化率が32.3%ということで、多度津町の面積は、坂  
出市の3分の1であります。人口は約半分ですかね。で、高齢化率は余り変わりませ  
んが、でも高齢化率の高いのは、坂出市になっております。

そういうことで、市がタクシー会社に委託しているのも、全て委託先のタクシー会社  
が利用者予約を受けている。そこで、坂出市は運行料金の差額を払うだけです。

坂出市は区域合計で、この3区域でございますが、青とピンクとグリーンの3区域で  
年間700万だそうです。

多度津町は面積が狭い。そして、1業者とすると担当者の方からは300万位の程度で  
いいのではないかと話されました。少しこの言葉には驚いた訳でございますが、1番  
は、私は今回の質問で、これを取上げたのは、この予算の関係で、少なくとも効果が上  
がるということで、これは絶対、坂出市に全部真似る訳でもないけども、参考にして  
頂きたいなという風に思っております。

福祉タクシーは町内外でも利用、これタクシー券ですね。それから、チョイ来た号は、  
ドアツードア、デマンド型乗り合いタクシーなど、連携することが今1番求められて  
いるのかなという風に考えます。

質問に入ります。福祉タクシー、チョイ来た、デマンド型乗り合いタクシーの3本柱で、多度津町の公共交通の運行は出来ないのでしょうか。

政策観光課長（土井 真誠）

渡邊議員の公共交通の運行についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、日本の高齢化は著しく進行しており、本町におきましても年々、高齢化率が高まっております。

また、高齢者の方々の運転免許証の自主返納者数につきまして、令和4年度の75歳以上の返納者数が全国で約27万人、香川県では約3,400人、本町では94人とピークであった令和元年度よりは減少しておりますが、依然として多くの方が運転免許証を返納されている状況にあることから鑑みても高齢者の方々等の移動困難者の交通手段の確保は本町の重要な課題であり、多くの議員の方々、町民の方々からも新たな交通施策を望まれる声を頂いておりますので、町として検討を進める必要があると考えております。

また、議員に概要を説明頂きました坂出市のデマンド型乗合タクシーにつきましては民間交通事業者が予約から運行まで一括で運営し、補助対象期間内の総運行経費から利用料金等を差し引いた額を補助金として交付する事業でありますことから、限られた町職員の中での対応も可能な事業であると考えております。

しかしながら、交通施策につきましては、各自治体や各地区で面積や人口等の地域要件が異なるため、他の自治体で導入されているものをそのまま導入するのではなく、住民ニーズ等をしっかりと把握して内容を検討する必要があると考えております。

また、本町の財政状況は大変厳しい状況にありますので、高齢者福祉タクシー事業に加え、新たな公共交通を導入するとなった場合、恒久的に両事業を継続・拡大出来るかという点につきましては、慎重に検討する必要があると考えておりますので、財政状況も考慮しながら三本柱とすることが可能かという点も含めて、今後、検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。そしたら、次の質問を致します。

多くの町民の方から、移動車の導入については、長年の要望であります。町内で移動出来る手段を実施することにより、安心して生活出来る。そして、町長の座右の銘であります「安居楽業」、まさに住民ニーズを的確に把握し、実施する町政運営の一つであると思っておりますが、町長のお考えを伺います。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の移動車の導入についてのご質問に答弁をさせていただきますが、まず、私の座右の銘である「安居楽業」について、触れて頂きましたこと。この安居楽業な社会、まちづくりをしたいということで、常にこのことを目指して頑張っ



おりますので、そのことを取上げて頂いたことに感謝を申し上げます。答弁に入らせて頂きます。

地域交通の維持・活性化の取組につきましては、地域の多様な関係者の「共創」による取組が重要であるとして、国がこの様な取組への支援制度を創設しております。

本町と致しましては、移動車の導入をはじめとした今後の交通施策の検討に当たり、まずは、住民ニーズを的確に把握していきたいと考えておりますので、この支援制度の1つである「共創モデル実証プロジェクト」における「人材育成事業」を活用して、町財政に負担をかけず、住民参加型のワークショップやアンケートなど住民の方や交通事業者の方と共に、今後の公共交通のニーズや在り方を検討する事業の申請に向けて準備を進めております。

来年度の事業詳細につきましては、現在のところ国からの情報がありませんので、申請時期等は未定ですが、進捗がありましたら適宜ご報告をさせていただきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁を頂きました。実は、課長さんの答弁の中にニーズを掴むという、住民サービスのニーズをしっかりと把握して内容を検討する必要っていうことを書いておりますが、アンケートをなされたんでしょうね。はい。いいです。

実は、私、アンケート届いてまして書かせて頂きました。アンケート。それがそうだと思うんですけども、まちづくり云々、またちょっと違いますかね。問の1番の中には交通の分が入ってました。コミュニティバスとかね。そして、デマンドの方も書いておりましたので、書かせて頂きました。それがアンケートかなという風に正直思ったんですけども。住民の皆さんのニーズというのは本当に。これもう、20年前から尾崎議員さんなんかは、コミュニティバスのことで本当に、毎回のよう一般質問しております。

そして、高齢化が進む中で、今、本当に多度津町に何が必要なのか。私、皆さんのお話を聞く中で、やはり、1番に上がることは高齢者の足、そういうことなんです。

だから今回もニーズを把握するということはもう、アンケート取るのはいいんですけども、やはり議員さんがこれだけ色々な角度から「チョイ来た」も含めて、そしてデマンド乗り合いタクシーの方もやっていますので。皆さんは、住民のご意見を聞いて代弁者ということで議員はなっておりますので、ニーズも聞くことも大切であります。議員の皆さんの思いは、やはりそれが一つ、町民の意見ということになってると思いますので、十分に考えて頂きたいと思っております。

そこで、私1番坂出市が気に入ったのは、担当の方が300万位でいけると、この300万が物すごく頭に残りまして、実は1番最初、丸亀行ってきました。丸亀にお

きましては。映りますでしょうか。こういう感じで、丸亀市A I デマンド交通ということなんですけども、この件に関して、担当の方から熱心にお話を聞く中で、このタクシーは事前に予約が不要。行きたいと思った時に呼べると。スマホでアプリで呼べるということ。電話もいけるんですけども、こういうことを書いておりました。

そして、朝の7時から夜の9時まで運行するということなんですけども、事情を聞きましたら、あまり利用者の方が少ないそうです。少ないということで。年間にお支払いする金額は、委託料としては幾ら位でしょうかって。年間、モデル的に郡家のとこだけをやっているんです。そして、郡家町は1万7,000人の人口なんです。その中で、今やってて年間2,000万、郡家だけですね。丸亀全域でしたら多くのお金が要ると思いますけども。そこで、次は善通寺。これは、善通寺は「空海号」は廃止になるということですね。

これも丸亀市、右へ倣えというようなやり方で行うそうです。

そして次は琴平でございますが、琴平町は町がタッチしてないっていうのか、主催者が地域おこし協力隊の皆さんがやっているということで、月5,000円お支払いしたら乗り放題なんですけども。これが実際、多度津町に毎日、高齢者を含めて皆さんが乗るのかどうかと思いましたが、すごくちょっと疑問を持ちました。

そこで最終的には坂出に行って、詳しく聞いた訳でございます。

本当に待ったなしの状況であり、皆さんが、どうしてもこれは。私が、これ、何千万円もかかるんでしたら、正直言って言いません、質問も取上げないです。

何故かといえば、多度津町の財政は今、必死で頑張っているっていう状況ですので、だから遅らすか、そういう風にすると思うんですけども、今この金額、財政の問題にしてももう少し担当者の方が、近隣の坂出市なり、他からも行って頂いて、もう少し効率のいいところがあれば、お話しして頂ければという風に思っております。

それから、先日、さぬき市、これ12月の5日に四国新聞に載ったんです。これデマンド型乗り合いタクシー、さぬき市が実験運行ということで、実は朝は、午前中はコミュニティバスとして、そしてお昼の1時以降はデマンドタクシーで活用するというので、今、実験中だそうです。

本当に色んな周りの方から高齢化が進んできているっていうのも含めまして、そういう事業が拡大しているんじゃないかなという風に思っております。

多度津町もそういう時期に来ていますし、ニーズを掴むのも大切でございますが、頑張ってもらって。この件につきましては、アンケートが未だでしたら、いつ頃出すのか。そして、いつ頃の計画、思いがあるのかお尋ねします。再質問であります。

政策観光課長（土井 真誠）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほど渡邊議員の方からありました公共交通に關しましてのアンケートでございますが、その件につきましては今現在ですね、建設課の方で立地適正化計画の方の見直しをかけております。その関係でのアンケートでございます。

また、我々と致しましてもそういった住民の方々のアンケート等も参考にさせていただきますながら、今後公共交通を考えていく中で活用していきたいという風に考えております。

また、議員の皆様のご意見等もしっかりとお伺いしながら、進めてまいりたいという風に考えております。

今回、政策観光課の方で考えております次の公共交通を考えていく上でのアンケート等につきましては、今年度につきましては、先ほど答弁で申し上げました「共創モデル実証プロジェクト」におきまして、今現在、行っております事業の評価というのを行いまして、来年度にアンケート調査及びワークショップ等を行っていききたいという風に考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。一步前進あるという風に解釈致しましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、多度津初の「こども園」についてであります。

図1ですね。実はこれがそうなんですけども「こども園」ですね。多度津町で初めての幼保連携型認定こども園が設立になりました。子育て支援の充実に繋がり、画期的なことでもあります。

それでは、質問に入ります。「こども園」についての概要説明を伺います。

健康福祉課長（富木田 笑子）

渡邊議員のこども園の概要についてのご質問に答弁をさせていただきます。

こども園とは、幼児教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設と言えます。

幼稚園、保育所、こども園では、児童の活動に大きな差はありません。

保育所と大きく異なる点は、3歳以上の児童であれば、保護者の就労の有無に関わらず、入園することが出来る枠が設けられている点でございます。

また、こども園には幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を持つ「保育教諭」の配置が必要となります。この「保育教諭」は保育と教育の両面から子どもの活動に携わることができ、多様な家庭の児童に対し、集団活動や異なる年齢の児童との交流を通じて、健やかな育ちを支援することが出来ます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。2点目の質問でございます。子ども園の設置に当たって、町の考えをお伺い致します。

健康福祉課長（富木田 笑子）

渡邊議員のこども園設置に当たって町の考えについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町と致しましては、こども園の設置により、保護者の選択肢が増え、現在よりも幅広い家庭と交流を持ち、子育てを見守っていくことが出来るという点で、前向きな効果が見込めると考えております。

今後、他の保育所でもこども園への移行を計画している施設もあり、移行に伴う手続き等について県と連携を図り、支援してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

続いての質問です。子育て支援センターすくすく広場、一時預かり事業について伺います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の子育て支援センターすくすく広場、一時預かり事業についてのご質問に答弁をさせていただきます。

子育て支援センターすくすく広場は、愛光保育園が令和5年4月から設置している地域子育て支援拠点であり、未就学の子どもたちと保護者の方がゆったりと過ごしたり、子育てに関する講習会への参加や子育ての悩み等を相談することも出来る場所でございます。

この地域子育て支援拠点は、町内の他の保育所3箇所でも設置しております。

一時預かり事業は、保護者の冠婚葬祭や通院、リフレッシュしたい時などに児童を一時的にお預かりする事業で、町内の保育所におきましては、豊原保育所において予約制で実施しております。

さらに、本年5月からは愛光保育園において、国の補助事業である「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業」として、週に2回程度の定期的な預かりを実施しております。効果検証のためのアンケートを実施しましたところ、保護者の負担感の軽減になっているという結果が出ております。

この結果を受けて令和6年度も継続して事業を行う予定であり、加えて不定期の一時預かりも開始する予定と伺っております。

また、町事業と致しまして、令和2年度から健康センター別館ピーチにおいて一時預かり事業を実施しております。今年度の利用状況は、令和5年9月末現在で、実人数14名、延べ92名の方が利用されております。

一時預かり事業は、突発的な事情等に対応するためだけでなく、核家族化の進行や地域の繋がり希薄化などにより、育児疲れによる心理的、身体的負担を軽減するためにも必要とされている事業だと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。次の質問に入ります。

今後、町は、こども園の子育て支援や3地区の幼稚園との連携について伺います。  
健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員のこども園の子育て支援や幼稚園との連携についてのご質問のうち、こども園の子育て支援について答弁をさせていただきます。

健康福祉課では、これまでと同様に教育・保育の利用認定等における業務、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業への補助、定期的な情報共有など町内のこども園及び保育所と協力し、子育て支援を行ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

教育長（三木 信行）

渡邊議員のこども園の子育て支援や幼稚園との連携についてのご質問のうち、幼稚園との連携について答弁をさせていただきます。

現在、保育所と幼稚園の連携が図られている取組について、3点ご紹介致します。

1点目は、多度津町幼稚教育研修会です。幼稚園において保育公開や研究討議を行い、保育所、小学校、中学校の教職員にも案内をしています。本年度は6月12日に多度津幼稚園において開催し、町内全ての保育所、幼稚園からの参加がありました。また小・中学校も併せて合計約30名が参加を致しました。

2点目は、幼保小連携教育研修会です。幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続のために、各校でスタートカリキュラムを実施しています。そのカリキュラムをより良くしていくために、各小学校に關係校区の保育所、幼稚園の職員が授業参観に行き、授業や子どもの姿について意見交流をしたり、来年度以降のカリキュラムについて話し合ったりしています。

3点目は、特別支援連絡会です。毎月定例会を開き、幼・保・小・中で、情報交換を行っています。また、子どもたちにとって適切な支援を行うために、子どもの様子について交流をしたり、講演を聞くなどの研修をしたりしています。今後もこれらの取組を継続して実施することで就学前教育施設間の連携を図り、教育保育活動の充実に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。その中で再質問ということをちょっとさせていただきます。

実は待機児童は、ほとんどいないとは聞いてるんですけども、今回はどういうことになってるのでしょうか。お尋ね致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

本町におきまして、待機児童についてでございますが、過去に待機児童が発生したこともありましたけれども、現在のところは発生しておりません。

しかしながら、年度途中で転入されたり、新たに子どもが生まれた場合に、どうし

でもこちらの保育所を希望という方が数家族おいでます。そちらについては空きが出るまで、数か月待つて頂くようなことも発生しておりますが、年度当初、また年度10月1日時点、いつも毎年4月1日と10月1日でマスコミの方に報道することになっておりますが、その時期につきましては、待機児童はゼロとなっております。今年度、新年度の募集が既に始まっておりますが、今年度については出生数も減少していることもありまして、定員より少し今、少ない状況であります。今後年度末に向けて、転入等、住民票とかの異動がありましたら増えてくることも可能性もあると思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

再々質問で申し訳ありませんが、障害を持つ子どもさんの方から、ちょっと電話がありまして、療育手帳を持ってたら保育士の方、加配ってということで、助手的な形なんですけども、お手伝いというのか採用はして頂けるんでしょうかっていう部分をちょっとお聞きしたんですけども。お願い致します。

健康福祉課長（富木田 笑子）

渡邊議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

障害を持ったお子様につきましては、療育手帳または身体障害者手帳をお持ちの方については、保育士等、加配の対象になる場合には、加配の手当てと言いますか、そちらの方をさせて頂いております。程度にもよりますし、保育士の数、扱えるかどうかということもありますので、そちらはその都度ご相談頂いて、主治医等も協議をしながら決定して行ってまいっておるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

有難うございます。画期的なこども園ということで、以前、おいでました天野議員さんが、よく一般質問、このことに関して取上げて質問があったように思います。そういう意味で、やはりせっかく、こども園出来ましたので、また幼稚園との関連をしっかりと頂きたいという風に思います。

こども園は全部、私立でございますので、やはり町の幼稚園っていう部分は絶対、存続しなければいけないんじゃないかという風にも思っておりますので、その点、よろしく願いして、渡邊 美喜子の一般質問を終わります。有難うございます。

議長（小川 保）

これをもって、13番、渡邊 美喜子 議員の質問は終わります。

これより、休憩をとります。再開は13時でお願い致します。

休憩 午前11時21分

再開 午後1時00分

議長（小川 保）

休憩前に引き続き、議会を再開致します。

次に1番、藪 乃理子 君。

議員（藪 乃理子）

1番、藪 乃理子です。12月議会の一般質問をさせていただきます。

一問一答方式で、よろしくお願い致します。

まず最初に、地域猫の活動についてお聞きします。

この活動の中で、糞尿の管理や餌やりも課題の一つではありますが、一番の課題は、これ以上、野良猫の数を増やさないようにすることだと理解しております。

そこで質問致します。活動を始めてから地域ごとのこの課題はどれくらい解決したでしょうか。

住民環境課長（石井 克典）

藪議員の地域ごとの課題の解決についてのご質問に答弁をさせていただきます。

地域猫活動とは、飼い主のいない猫による地域の環境問題の解決のため、その地域の住民の方々が主体となって不妊・去勢手術や餌やり、トイレの管理などを行い、飼い主のいない猫の一代限りの命を全うさせ、数年をかけて地域から飼い主のいない猫がいなくなることを目的とした活動でございます。本町においては、平成28年度より多度津町地域猫活動支援助成金の制度を開始致しました。現在までに11の地域猫活動グループが町の登録を受け、地域猫活動を実施してまいりました。そのうち1グループは野良猫がいなくなり活動を終了しておりますので、現在、本町において活動中の地域猫活動グループは10グループとなっております。10グループのうち、地域猫の個体数につきましては、減少している6つのグループ、ほぼ横ばいが4グループとなっております。野良猫の個体数が減少した地域では、いずれも猫の糞尿や泣き声、ゴミを荒らすなどの生活環境問題に係る改善が見られております。また、個体数がまだ減少していない地域でもトイレの管理などの地域猫活動を行うことで、生活環境問題に関するトラブルは減少していると感じております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

次に、現在は地域猫活動をしていないが、糞尿などの問題や野良猫が子どもを産み、数が増えてきている等の問題が目立ち始め、活動を開始したいという方々がたくさんいらっしゃるという相談を受けております。その際にハードルとなっているのが、メンバーの構成員のことです。世帯の異なる成人3人以上を含むという条件です。地域で活動するという趣旨なので理解は出来ます。店舗の場合は、どうしたらよいでしょうか。そこの地域には住んでいませんが、多度津町の町民で、そこの店舗のオーナーであれば、その地域の構成員となれるでしょうか。あとは地域とはどれくらいの範囲を言うのか。住所で割り振られた地域なのか、それとも野良猫の活動範囲で考えてよ

いのか世話が出来る範囲であればよいのか、お答えをお願いします。

住民環境課長（石井 克典）

藪議員の地域猫活動グループの構成員と活動地域についてのご質問に答弁をさせていただきます。

店舗のオーナーが地域猫活動グループの構成員として活動することは可能でございます。ただし、多度津町地域猫活動支援助成金交付事業実施要綱第3条にもございますが、営利を目的とした地域猫活動グループは原則として助成金の交付対象とはなりません。そのため、店舗の敷地内に野良猫が住み着いたり糞をされて困る、といった案件については助成金の対象とすることは出来ません。

あくまでも事業活動とは関係無くボランティアで地域の生活環境問題の解決に協力するという条件であれば、地域猫活動グループに参加することは可能でございます。

また、本助成金は地域の生活環境問題への対策として行われる地域猫活動を対象としたものであり、世帯の異なる成人を3人以上含むという要件は、地域としての問題に取り組む体制をとることが出来る最低限の人数であると考えますので、あくまでもその地域を生活拠点とする住民が中心となって活動に取り組むことが望ましいと考えております。

次に、地域につきましては具体的な規定はございませんが、地域猫活動グループの要件の中に、地域住民の理解を十分に得ており、かつ、当該地域猫活動について、地域住民の理解を得られるよう継続的に周知活動を行っていること。という項目がございますので、これを満たすことが出来る地域が活動範囲となります。おおよそ、野良猫の活動範囲と地域猫活動グループの生活圏が重なる部分が該当することになると考えられます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

次の質問に移らせて頂きます。この地域猫の活動の中で一番の課題である猫の数をこれ以上増やさないためには、不妊・去勢手術が必要となります。手術をするためには捕獲をし、病院に連れて行き、手術後も抜糸などのために通院や感染症を防ぐためにも普段の世話よりも手間がかかると予想しております。地域猫活動をしている構成員が簡単に野良猫を確保出来るものなのでしょうか。また手術後、感染症等により病気になってしまった場合の病院費、通院費などは助成金の対象外となると思いますが、構成員の心配や負担が大きくなるのではないのでしょうか。

住民環境課長（石井 克典）

藪議員の構成員の負担についてのご質問に答弁をさせていただきます。

不妊・去勢手術を受ける野良猫の捕獲に関しましては、野良猫の保護方法を説明し、住民環境課より保護器の貸出しを行っており、初めてで不安な方には現地で保護器の設置指導や保護した野良猫の動物病院までの搬送方法の指導などを行ってお



ります。地域によっては、望んだとおり野良猫を保護出来る訳ではありませんが、猫用のおやつなどの誘因性の高い餌を使うなど工夫をして保護に取り組んで頂いております。

次に、手術後の感染症対策についてでございます。地域猫を手術する場合は、手術後時間経過により溶ける縫合糸を使用することで、抜糸作業は不要としていることや手術後に動物病院が抗生剤を投与することで、感染症を防ぐ対策を行っているようでございます。

そのため、ご質問にあります手術後の感染症等により治療が必要となるケースはあまり無いと考えております。しかし、地域猫活動支援助成金制度は野良猫に起因する生活環境問題を解決することを目的としていることから、感染症等が判明したとしても飼い猫のように病院での治療については補助対象とはしておらず、病気や怪我を含め治療はせず、それがその猫の寿命であったと捉えて頂ければと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

次の質問です。地域猫活動は、猫アレルギーの方や猫嫌いの方には参加はし難いものだと思います。その場合、野良猫をどのように対処したらよいのかお聞きします。例えば、隣の住民が飼っていないのに餌をやる等で居着いてしまった。その野良猫が垣根を越えて隣の自分の家の庭まで入ってきて糞尿をする。猫アレルギーの子どもがいるから心配だ。という場合はどう対処したらよいのでしょうか。住民環境課に相談に来られた場合、どのような対応をされますか。

住民環境課長（石井 克典）

藪議員の野良猫に関する相談対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。ご質問の野良猫を起因とした生活環境問題に関する相談は、多く寄せられております。野良猫が住みつく要因の主なものとしては、かわいそうだからとの思いから餌やりを行う人がいるということでございます。餌やりすることによって、その地域に野良猫が住みつき、糞尿や鳴き声などの問題による近隣住民とのトラブルを発生させるだけではなく、繁殖力の強い猫は沢山の子猫を産みます。それは「望まれずに生まれてきた不幸な命を増やすことであり」結果的に不幸な猫を増やす行為となっており、地域のコミュニティにも悪影響を与える結果となっております。こういった無責任な餌やりを行う人に対しては指導を行い、餌やりを止めさせることが問題解決の糸口であると捉えておりますので、このような相談があった際には、訪問をして状況確認を行い、その状況に応じた指導や改善案の提示を行っております。無責任な餌やりを行う人は、大抵一度の対応で改善されることは、ほぼ無いため、何度も足を運び、根気よく指導を行うこととなりますが、改善が見られない事例に対しましては、指導、勧告、命令の権限を持つ県中讃保健福祉事務所と連携して対応することとしております。

また、猫アレルギーの方や猫嫌いの方からの相談に対しましては、野良猫も含め、猫は動物愛護管理法で保護されており駆除が出来ないことを説明し、対象の区域から野良猫がいなくなる取組である地域猫活動が相談者にもメリットがあることを説明しております。その上で、野良猫が忌避して近寄らなくなる方法なども併せて紹介しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

ただ今の答弁に対しての再質問です。住民の方々の地域猫の活動以外には、行政としては、今、地域で地域猫活動を出来てない地域に対して、行政としては何か活動や取組を行うことは出来ませんか。

住民環境課長（石井 克典）

藪議員の再質問に答弁をさせていただきます。

地域猫活動を行っていない、又は行えない地域も相談に来られた方は沢山ございます。そちらに関しましては、どうしても原因者と、また近隣住民の方とのトラブル、関係がかなり悪い状態であり、その地域での取組が出来ないという地域がございます。そういう場合に、そのままその地域を見捨てることなく、町の担当の者が、その餌やりを続けておられる方、また、その近隣で餌やりをやっている方と対立をされている方を含めて何度も足を運び、ご説明をする中で、この地域猫活動の趣旨を説明させて頂いております。実際に、この説明がもう1年以上続いている地域もございます。また今後、先日、丸亀市の方が取組の方を発表されたTNR活動、猫を捕まえて去勢し、また元の場所に戻すという取組でございますが、確かにこの運動に関しましては、野良猫を減らすという目的ではありますが、地域の糞尿等の問題については、そのままの状態でございますので、出来るだけ、この地域猫活動の趣旨をご説明させて頂いた中で、この取組を推奨していくという形で進めていきたいという風に考えております。また、今、申しましたTNR活動に関しましては、NPO法人等が過去にも多度津町の島嶼部ではございますが、そちらに対しての活動の依頼がございました。その際には、地域の方にもご説明をした経緯はございますが、ちょっと島嶼部の方で全ての猫を捕獲して短期間に対応するということが難しいということで、その時は実施出来ていないということで、その後、高見島、佐柳島についても現在、地域猫活動が行われておる状況でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

再々質問という訳ではないんですけども、先ほどおっしゃっていたTNRですね。住民同士の理解を求め合うのではなく、やはり猫の数を増やさないというのが一番のポイントになると思いますので、行政として捕獲をして手術をするということは、行政としては難しいでしょうか。そのNPO法人を利用してTNRなどを利用しないと出来ないのでしょうか。再々質問なります。よろしくをお願いします。

住民環境課長（石井 克典）

藪分議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

こちらのTNR活動に関しましては、時間と費用がかなりかかってまいります。捕まえた野良猫を現地で不妊去勢の手術を行って、一度に大量の不妊去勢手術をするというようにNP0法人の方は行っております。ただ地域によっては、一度に大量に不妊去勢手術を対象としていないTNR活動もございます。こちら担当の方で調べたところ、TNR活動に準ずるような活動をしているのが高松市、東かがわ市、今回、丸亀市の方がするということが報道発表されておりました。坂出市、善通寺市、宇多津町、観音寺市、三豊市の8市町が行う。やり方に関しては、多少違いはございますが、多度津町が出来ないという訳ではございません。また、そちらについても、今後、費用とその手術に関しまして、獣医さんとの連携等も必要になってまいりますので、そういったことも検討した中で、こういった取組が出来るかどうか検討していきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

ご検討よろしく申し上げます。次の質問に移らせていただきます。

地域猫の活動は、野良猫による迷惑問題と動物愛護、生命の尊重の両立を目指しますとあります。野良猫という命に対して町はどのようにお考えでしょうか。佐柳島では猫の島としても注目をされました。多度津町は、野良猫とどのような関係の町を目指していますか。

住民環境課長（石井 克典）

藪議員の野良猫という命に対する町の考え方、目指している野良猫との関わり方についてのご質問に答弁をさせていただきます。

野良猫とは、飼い主のいない家猫で人間から餌をもらって生活している猫を指しており、寿命は事故や病気のために2年から5年といわれております。また、人間の生活圏から離れ完全に野生化した家猫は狩猟鳥獣の野猫（のねこ）と呼ばれ区別されております。つまり、人間が餌を与えなければ、そもそも生存することが出来ないのが野良猫でございます。もし、飼い猫に伴う捨て猫、また、無責任な餌やりが無くなれば、野良猫は存在しなくなります。

猫は、動物愛護管理法で規定される愛護動物であり、尊重されるべき命を持っております。一方で無責任な餌やりにより、かわいそうな命が産まれるとともに生活環境問題を引き起こし、野良猫と人間との双方にとって不幸な状況が生まれているのも事実でございます。

本町と致しましては、島嶼部も含め、その地域の状況に応じて野良猫に起因した様々な問題に対して柔軟に粘り強く対応し、不幸な猫の発生の抑制に努めるとともに猫が好きな方とそうでない方の双方が共存出来るような生活環境問題の解決と動物愛護の両立を目指して取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

再質問をお願いします。一方的に、餌をやることによって野良猫が居着いてしまったりすることなんですけれども、佐柳島の方でも猫の島として沢山の観光客の方がいらっしゃると思います。観光客の方が餌を与えてしまって、それに捕獲して手術するのに追いつかず、どんどん数が増えていっているということも事実としてあると思います。佐柳島でも地域猫の活動というのはされていると思うんですけれども、こちらの多度津町の陸地の方と同じ条件で活動をされているのでしょうか。

住民環境課長（石井 克典）

藪議員の再質問に答弁をさせていただきます。

あくまでも地域猫活動に関しましては、県からも補助金が出ておりますので、あくまでも目的、条件等は同じ形での運用の方を行っております。ただ、島嶼部に関しましては、こちらの陸地部の地域猫活動をやっておられる方々のエリア、また、頭数、それがかなり違っております。例えば佐柳島に関しましては、一応、町の方に申出があって管理している猫の数が、開始当初は60頭となっております。現在は50頭ということで10頭減ってはいるんですけれども、ただ、島全体の野良猫を対象とはしておりません。あくまでもその対象地域内で把握出来る猫が対象となっておりますので、多分、佐柳島全体で言うと、これ以上の数の猫がいると思われれます。ただ、この中でやはり、捕まえて不妊去勢が出来た猫の数というのは、まだ17頭でございます。やはりその地域性もありまして、なかなか全ての猫を捕まえることが難しいといった中で、なかなか野良猫の数が減らないという地域、これもまた地域特性であろうと考えておりますが、これらもその地域、地域によって、その特性があるかと思っておりますので、出来るだけその地域で生活されておられる方の生活環境、こちらを優先して、出来るだけその問題解決に努めていきたいという風に考えております。あくまでも基本的な地域猫活動としての考え方としては、どの地域も同じやり方で活動の方を行って頂いております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

ご丁寧な答弁を有難うございました。こちらは再質問ではなく、プライベートでも愛猫家である私にとってからの希望です。佐柳島の住人の方々はとても陸地よりは、人々の人数が少なく、地域猫に対しても活動がしにくい部分もあると思います。あんなに沢山の観光客が来て下さっているという猫の島と言って認めていらっしゃるのであれば、適切に管理をして地域の方々の陸地よりは、もうちょっと手厚いっていいですか、そういう対応をお願いしたいなと思います。

それでは、2問目の福祉タクシーについての質問に移らせていただきます。

まず初めにタクシーチケットについてです。画像をお願いします。これが多度津町で配られている福祉タクシーチケットです。町内で75歳以上の住民に配布されていると思います。タクシーチケットを配布された住民は、こちらの住所と氏名と年齢を自分で記載することになっております。高齢を理由に、ここの赤枠、住所、氏名、名前つ

ていうのを書けない方がいるということも聞きました。また、ここに書いてある情報というのは個人情報でもあります。ここに下の方に交付番号とありまして、こちらで、どのチケットが、どなたに渡っているかっていうのも把握出来ていると思います。なので、ここの赤枠のところに改めて住所、氏名、年齢を書く理由というのはありますか。せめて、名前だけでも良いのではないのでしょうか。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

藪議員の福祉タクシーチケットに名前だけの記入に出来ないかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

高齢者福祉タクシー券は公平性の観点から、本人に限り使用出来ることとしており、現在は、適正な使用方法を促すために住所、氏名、年齢をチケットごとに記入して頂いており、記入が出来ない方は、代理申請に来られた方や同行して下さった方に代筆をお願いしているところでもあります。

また、金銭に代わるものであるため、紛失しても再発行が出来ないことや個人情報を記載していることから運転免許証や健康保険証と同様に紛失することのないよう、お願いしております。

しかし、タクシー会社からもご意見を頂いており、来年度に向けてチケットの様式を現在検討しているところでもありますので、議員のご指摘頂きました件につきましても、検討していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

有難うございました。タクシー会社の方が、その赤枠のところ为空欄になっていて、本当に誰がこれを使ったのか分からないというようなことが勤務時間中に起こったりして、やっぱり業務に支障が出るというお話も聞きましたので、また、ご検討をお願い致します。

引き続き、次にですが、先ほどからも色々な話題になってるデマンドタクシーのことなんですけれども、どこの地域でも高齢者の足というのは、課題の一つになっていると思います。6月の議会でも町長からデマンドタクシーというものに対する答弁を頂きましたが、その後、どのようなお考えになっているのかお聞きします。

デマンドタクシーの導入対して、どのようなお考えでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

藪議員のデマンドタクシーの導入についてのご質問に答弁をさせていただきます。デマンドタクシーにつきましては、予約があった時のみ運行する方式でございますが、実際の運行に当たりましては、運行方式、運行ダイヤ、発着地の組合せにより、多様な運行形態が存在致します。

具体的には、路線バスのように所定の場所で乗降を行うか、自由に乗降出来るようにするか、ルートを固定するか、予約に応じて最短経路で運行するか、ダイヤを固定するか、随時運行にするか等の検討が必要となります。

どのような形態を導入するかは、それぞれの地域が公共交通に何を期待するのかにより異なってきます。その中で、様々な運行形態の中で、どれを選定するかを決定していく必要があります。

また、昨今、国がライドシェア解禁について議論が行われております。その他にもコミュニティバスやタクシー利用者への支援、定額制で乗り放題のタクシー等、デマンド型の交通以外にも多様な交通モードがございますので、まずは、住民の方々のニーズ等をしっかりと把握した上で、多度津町に適した交通モードを検討してまいりたいと考えております。

今後につきましては、国の支援策等を活用しながら、公共交通のニーズや今後の在り方を検討する事業に取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

先ほどからこの質問何度も出て来てまして、町の方のお考えというのは、とても具体的にお話頂いたと思います。前向きに検討されているということで理解しております。それに対して、再質問なんですけれども、今年の5月末に多度津タクシーさんが、徳島の電脳交通さんというデマンドタクシーのスペシャリストさんを連れて、デマンドタクシーの提案に行ったというお話を聞きました。デマンドタクシーのやり方や提案、アイデア等を1時間ぐらいかけて説明したとおっしゃっていただきました。しかし、そのあと何の連絡もない上に、この説明の後に行われた6月議会で、町長は、町内のタクシー会社さんと半ば名指しした言い方で、デマンドタクシーというのをタクシー会社さんにお問い合わせに行きました。2回ほど行ったんですけれども、その時、断られましたと答弁をされております。多度津タクシーさんは、提案も説明も行ったにも関わらず、断られたというような答弁を知り、町民の方々からも非難を受けたりですとかと、心を痛めていらっしやいました。どうしてあのような説明や提案を受けていたのに、あのような答弁をされたのでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

ただ今の藪議員の質問は、時間軸が随分ずれてます。時間軸というのは、それは過去の話で、以前私が何年か前に、これは、まんのう町でデマンドタクシーっていうのを始めた時に、色々と公共交通の中で色々考えていました。その中で、やはり、タクシー会社にお問い合わせの方がいいなということで、今の社長じゃなくて前の社長の時に2度だったかな、お伺いして、お話をしました。その時にタクシー会社さんの方が、今のままの形態でやっていくんでデマンドタクシーとか、そういう色々なことに関して、これから変えていくつもりはないという返事を頂きました。その中で、その後で、やはりデマンドタクシーというのは、大事なことだと思っております。そういう中で、ボランティアの方々が、今「チョイ来た」が起こっております。「チョイ来た」が、随分とボランティアの方々によって活動して頂いてお

ります。これは、デマンドタクシーとほぼ一緒です。今「チョイ来た」は受付をして頂いているボランティアの方が、それぞれ会員の方から電話を受ける。そして、それを予約をする。そして、そこにタクシーが行く。そして、それを活用している。これはデマンドタクシーと一緒にです。ですから、そういう風なことをやって頂きたかった。それが、もうこれはずっともう何年も前のことですので、そのタクシー会社のことに関しましては。ですから、そのことについてもう今、何とも思いませんし、タクシー会社さんも何とも思っていないと思っています。これからは、もっともっと積極的に公共交通というものを活用して、今も色んなことを検討しています。その中で、タクシー会社さんにもご協力を得ながら、町民の足として便利な方法を模索していきたいと思っています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

再質問のお答えにはなっていないかなと思うんですけども、もう一度言います。今年の5月末に町内のタクシー会社さんが、説明に行かれてると思います。デマンドタクシーについて。徳島の電腦交通さんというデマンドタクシーの方を連れて行っていると思います。そして、デマンドタクシーの提案や説明をして、こういう風にしたらどうですかという説明を1時間位かけていると思います。それにもかかわらず6月議会で、タクシー会社さんをお願いしたけれども2回ほど断られたというのはどうしてそのような発言になったのか、ということを質問しております。

町長（丸尾 幸雄）

もう一度繰り返しますけども、デマンドタクシーをお願いに行ったのは、もう3年も4年も前の話です。その時に断られたということです。多度津タクシーさんに関して。だから時間軸が全く違うんです。何年も前のことと今のこととは違います。何年も前のこととお話をした訳です。ご理解頂けますか。その時に、タクシーさんのおる時に断ったのではなくて、3年か4年、5年前の時にデマンドタクシーが、私どもは、まんのう町でデマンドタクシーを行った時に、これはいいことだな。まんのう町もタクシー会社に頼んでデマンドタクシーというのを行いましたので。今、多度津町では福祉タクシーというのをやっています。それは、ほとんどが、これは、中心となるのは多度津タクシーさんです。ですから多度津タクシーさんにそのお話をしました。その時に、今の社長じゃなくて、前の社長の時代ですから、もう4年も何年も前の話です。その時にお断りをされましたという時間軸が全く違いますので、そこんところ誤解をなさらんようお願い致します。以上、答弁とさせていただきます。分かりましたか。

議長（小川 保）

丸尾町長、一旦ちょっと。

議員（藪 乃理子）

町長のおっしゃってる時間軸は分かります。まんのうのがあって、前の社長の話

があつてっていうのは分かります。私が言ってるのは5月末です。5月末に多度津タクシーさん。今年のです。5月末に提案や説明に来られたのは覚えてらっしゃいますか。

副町長（岡部 登）

藪議員の再質問にお答えを致します。

私もその席におりました。確かにデマンドタクシーのアプリですね。どういうシステムがありますよっていう、その会社の方が来られて、説明をして頂きました。その時に、後ろの方でおられたのが、多度津タクシーの社長さんやったと思います。私や町長としましては、まずボールを向こうに投げてあるので、どういったことが、それを導入するのに出来るのかっていうことを検討して頂いているという風に思っていましたから、アプリはそういうのがきちんとありますよねっていうことはそこで分かったんですけども、例えば、車を用意しなければいけないとか、それ専用の。それから運転手を確保しなければいけないとか、そういったことを今からどンドン、お互いが検討し合って、やっていきましょうねということで分かれたと思っておりますので、やらないという風に言った訳ではないと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

ご答弁有難うございます。素朴な疑問なんですけれども、その町長に対してですけれども、町長に質問させていただきます。多度津タクシーさんとかデマンド交通さんが提案や説明にいらっしゃったこと自体は覚えてらっしゃいますか。

町長（丸尾 幸雄）

制度について、ご説明は受けました。そのことは覚えてます。ただ、それをどうするかとか直ちに導入するかとか、導入出来ないかとか、そういう具体的なお話をしたことはありません。これから検討しようということで帰りました。今、私が一番に導入したいのはデマンドタクシーです。ですから、デマンドタクシーというのを前の社長の時、先ほど申しまして、前の社長の時にその時に断られたんですけども、今の社長じゃありません。その前の社長の時から、まんのう町でデマンドタクシーを行って、それを私、見に行きました。それで色々会社の方にも説明を受けました。そういう中で、デマンドタクシーは必要だなと思っております。今もそうです。それが今の「チョイ来た」になる訳です。「チョイ来た」はデマンドタクシーです。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

少し言い方が失礼だったと思います。私もそうですが、この議事録を読まれた町民の皆さんや傍聴にいらっしゃった方々の多くが、多度津タクシーさんがおっしゃったような誤解を受けておりました。多度津タクシーさんがデマンドタクシーに対して今の社長さんが断ったというような認識で世の中に広がっていたのをちょっ



とお聞きしましたので、どうしてそのような発言になったのかということをお聞きしていただきました。以上で、私の一般質問は終わります。

議長（小川 保）

これをもって、1番、藪 乃理子 議員の質問は終わります。

はい、静粛に。

6番、兼若 幸一 君。

議員（兼若 幸一）

6番、兼若 幸一です。2023年12月議会、一般質問をさせていただきます。

1つ目、多度津駅周辺整備について。2つ目、多面的機能支払活動組織について。3つ目、公園整備について。一問一答方式でお願い致します。

まず最初に、多度津駅周辺整備についてです。多度津駅を含めた周辺整備について質問します。平成23年に移動等円滑化の促進に関する基本方針で一日当たりの利用者数が3,000人以上の鉄軌道駅については、平成32年度（令和2年度）までに原則としてバリアフリー化を実施することとなっていました。多度津駅では、ピーク時から減少しても依然3,000人以上の乗降客がおり、香川県でこの方針でのバリアフリー化が出来ていないのは、多度津駅だけです。自由通路も出来て6年になり、エレベーターも整備され多くの方が毎日利用する駅が、バリアフリー化で繋がっていないのは非常に問題で、もったいないことでもあります。そこで、次の7点について質問します。

1つ目です。バリアフリー化が急がれると思いますが、町は、どのようなお考えでしょうか。お伺い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

兼若議員のバリアフリー化についての町の考えについてのご質問に答弁をさせていただきます。

JR多度津駅のバリアフリー化につきましては、議員おっしゃるとおり、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法及び基本方針におきまして示されております。令和3年4月に改正されました同基本方針では、3,000人以上の鉄軌道駅のうち、バリアフリー化されていない施設について、国、地方公共団体、鉄道事業者等の間で一層の連携を図り、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえて、可能な限り早期にバリアフリー化を図ることとして、令和7年度までにバリアフリー化実現を努力義務とされているところでございます。町は、国に準じましてバリアフリー化を推進する立場であることから、事業主体であるJR四国や県などの関係機関と様々な整備案について協議を進めてまいりました。多度津駅のバリアフリー化に関しては、駅にエレベーターがなく不便であることから、バリアフリー化している丸亀駅を利用されているという町民の方々のお声もお聞きしておりますので、町としても早期に実現しなければ

ならないと考えております。引き続き、関係機関と共に進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

2つ目です。JRとは、どこまで話が進んでいるのでしょうか。方向性はお決まりでしょうか。お伺い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

兼若議員のバリアフリー化の方向性についてのご質問に答弁をさせていただきます。多度津駅のバリアフリー化の整備案につきましては、費用面や運用面をはじめ、利用者の利便性や動線等も鑑みながら様々な案を関係機関と共に協議してまいりました。整備案につきましては、橋上駅や橋上改札を設置する案についてのご意見もあり、協議を継続してまいりましたが、協議の結果、早期にバリアフリー化を図る必要性や財政面などを考慮し、現在の駅舎南側に連絡通路及びエレベーターを整備する案で進めていくこととなりました。なお、多度津駅バリアフリー化の整備時期につきましては、国との協議等も必要なため、現時点では未定でございますが、令和6年度中には、設計に着手出来るよう協議を進めているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、3つ目です。国の補助等は、ないのでしょうか。お伺い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

兼若議員のバリアフリー化に係る国の補助についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど答弁させていただきました整備案につきましては、国の鉄道駅総合改善事業補助金を活用することとしております。この制度につきましては、事業主体であります鉄道事業者、今回であればJR四国に対し、国が3分の1の補助を行います。国の交付限度額が地方自治体の補助額の範囲内となることから、最大限国費を活用するためには、自治体が国と同額の補助金を交付する必要があります。県にも負担頂くことを考えておまして、鉄道事業者が3分の1、国が3分の1、県が6分の1、町が6分の1ずつ事業費を負担することを想定しております。今後は関係機関に加え、国とも協議を行う必要があることから、連携を密にし、バリアフリー化の早期実現に向けて準備を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問をさせていただきます。

現計画の駅舎南側に連絡通路及びエレベーターを整備する案での総事業費は、幾ら位になるのでしょうか。町の負担額はどの程度になるのでしょうか。分かる範囲で結構ですので、お答えを頂きたいと思っております。

政策観光課長（土井 真誠）

兼若議員の多度津駅バリアフリー化に係る総事業費及び町の負担につきましての再質問に答弁をさせていただきます。

総事業費につきましては、詳細な設計をしなければ事業費の算出は困難ではございますが、現時点で全体事業費として、10億円程度は必要になると見込んでおります。そのうち、町の負担と致しましては、1億7,000万円程度を見込んでおります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

町の財政は非常に厳しいところではありますが、出来るだけ早く利用しやすい多度津駅に町としても予算計上して、要は、みんなが使いやすいものを是非ともお願いしたいと思います。

次、4つ目です。今年度、新たに整備された駅東西の駐輪場や現在整備されている西側駅前広場等も含めた駅周辺施設の清掃等を含めたメンテナンスについてはどのように考えられていますか、お伺い致します。

建設課長（三谷 勝則）

兼若議員の新たに整備された駅東西の駐輪場や西側駅前広場等も含めた駅周辺施設の清掃等を含めたメンテナンスについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の駅周辺施設につきましては、緊急避難路として緊急防災・減災事業債で整備した町道425号線、幸見通りの自由通路や都市構造再編集中支援事業で整備した自由通路内のエレベーター、駅東西の駐輪場及び駅東側広場と現在、整備を進めております駅西側広場がございます。

既に整備が完了している自由通路の清掃等につきましては、シルバー人材センターに清掃業務を年間委託し、月1回の清掃を実施しており、また、エレベーター内の清掃につきましても民間清掃業者に年間委託し、月12回程度の清掃を実施しております。なお、エレベーターにつきましては法定検査が義務付けられていることから、専門業者に保守点検業務を委託し、月1回の定期点検を実施しております。議員ご質問のとおり駅周辺施設の清掃や緑地帯などの庭園維持管理は、今後、新たに維持管理が必要となります駅東西の駐輪場及び広場につきましては、現在、年間で北駅前周辺緑地帯の庭園維持管理を委託しているシルバー人材センターに清掃及び庭園管理業務を委託したいと考えております。

今後も引き続き、町民の皆様が快適に施設利用の出来るよう、施設の適正な維持管理に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、5つ目です。自由通路についてのメンテナンスについて昨年質問をさせていただきましたが、きれいに保たれているとは思えない状況ですが、年に何回か通路を高压洗浄での清掃等は考えられませんか。お伺い致します。

建設課長（三谷 勝則）

兼若議員の自由通路の高圧洗浄での清掃等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の町道425号線、幸見通りの自由通路の清掃につきましては、先程の答弁と重複致しますが、現在、シルバー人材センターに年間の清掃業務を委託しており、月1回の拭き掃除及び手摺や壁・床などの拭き掃除をお願いしております。また、高圧洗浄が必要な汚れがあった場合には部分的ではございますが、高圧洗浄にて清掃を実施しております。

議員ご指摘のとおり、本来であれば自由通路の汚れには、定期的な高圧洗浄での清掃が最適ではありますが、自由通路周辺に散水栓が設置されていなかったこともあり、現状では部分的な高圧洗浄での清掃となっております。今後は、施設を適正に管理出来るよう駅東西の広場整備工事において、自由通路周辺に散水栓を設置する計画になっており、定期的な高圧洗浄の清掃等の検討も含め、委託業務内容の見直しをするなど施設の適正な維持管理に努めてまいりたいと考えます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、6つ目です。駅周辺施設等の維持管理計画の作成が必要と思いますが、いかがでしょうか。

建設課長（三谷 勝則）

兼若議員の駅周辺施設等の維持管理計画の作成についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の駅周辺施設等の維持管理計画の作成につきましては、駅周辺の施設として緊急避難路でもあります町道425号線、幸見通りの自由通路及びエレベーター、東西駐輪場、駅東側広場及び現在、整備中であります駅西側広場があります。また、先程の政策観光課長の答弁にもありましたように、今後の多度津駅バリアフリー化に伴う周辺整備や関連施設などの施設も含めた駅周辺施設の維持管理に関しましては、計画的に行うことが必要だと考えております。今後は、維持管理計画の作成も含め、維持管理費のコストの縮減に向け、関係各課と連携を図りながら、適正な維持管理を務めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

7つ目です。西側駅前広場のS L展示車両の北側に移設される予定のJRからタダで頂いた給水塔について、現在はどのような状況なのでしょう。最近見かけなくなりましたが、どこかに保管されているのでしょうか。お伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

兼若議員のS L展示車両の北側に移設予定であった給水塔の現状についてのご質問に答弁をさせていただきます。

四国旅客鉄道(株)多度津駅構内に設置されていた「給水塔二」について、令和2年

2月17日に同社より「給水塔二」の老朽化が進行し列車運行及び第三者被害の危険性が高まっているために、同給水塔の登録有形文化財の登録を抹消した後、撤去して一般公衆等の安全を確保したい。との打診がありました。それを受けて町では、「駅周辺開発を行う際に、モニュメント（記念建造物）として活用するため譲り受けたい。」と同社に申入れを行いました。令和3年2月4日付の官報第426号において「JR多度津駅構内給水塔二」の登録有形文化財の登録が抹消されたことが告示され、同年2月5日に同社より本町に譲渡されました。その後、JR多度津駅敷地内に同給水塔が仮置きされていましたが、タンクの老朽化が激しく、台風等の強風により屋根部分が飛散する恐れがあったことから、ネットを敷設するなどの対策を講じました。駅周辺開発計画の中ではSL展示車両の北側にモニュメントとして設置することになっていましたが、設置後に同給水塔の屋根部分等の飛散により列車の運行に支障が発生し、その損害に対する補償が発生する可能性があったことからモニュメントとして活用することを断念し、令和5年7月22日から23日までの2日間で撤去・処分することになりました。しかし、同給水塔は本町の鉄道文化に大きな役割を果たしていたものであり、この事実を後世に伝えていく必要があると考え、SL展示車両の北側に給水塔に係る説明看板と「給水塔二」の脚部として活用されていたレールの一部を展示することにしています。なお、同レールは1916年、大正5年に官営八幡製鉄所で製造され、線路として活用された後、蒸気機関車の給水塔の脚部として昭和26年から昭和40年まで再利用されていたという歴史があります。このため、予算を確保した後、この展示の用に供しない残りのレールを約1.5cm幅に切断し、町のクラウドファンディングの返礼品とするなど、その価値を活かした活用方法を検討したいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

驚きの一言です。再質問させていただきます。

JRが不要となったものを町としては、歴史的文化遺産とか多度津町として町史に残るもの、また、文化財的な価値があるものとして、整備をしたいということで、今まで委員会等でも移設するに500万とか、駅前広場整備工事の給水塔移設に132万とか予算が計上されてます。非常に無駄なので止めたらどうですかというお話をしたんですが、今言ったような文化価値があるとして管理をしていきたいということだったんですが、いつの間にか無くなっておりました。予算計上していたお金については、どうなっているのか。それと今までこういった歴史的文化遺産とか非常に町としては大事なものであるとかいうのが、どうして一瞬にして無くなったのか、その方向性についてお伺いしたいと思います。

生涯学習課長（谷口 賢司）

兼若議員の再質問に答弁をさせていただきます。

今回、撤去致しました「給水塔二」に関しましては、計画どおりSL展示車両の北

側に設置をする予定で検討してございました。そしてJRの敷地内に、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、仮置きをしておったんですけれども、仮置きをしている間、元々JRの方から町の方に打診があった際にも老朽化していますという話はあったんですけれども、仮置きをしているところで説明にもあったとおり、さらに屋根の部分と屋根の壁面の部分、そこも剥離をしてきました。そこでネットをかけた訳なんですけれども、老朽化が私方の町が思っていた以上に進んで、もう飛散するということが明確になってきたというところで、これをこのままSL北側のところに設置をすると、すぐ横には架線が通っておりますので、その架線のところに引っかかるなどして列車の運行に支障があって、通勤通学の方々にご迷惑がかかっても困るということもあって、総合的に考えた上で、これは撤去しなければJRの方に対しても損害もありますし、町としてもその補償をこの財政の厳しい中で背負うことも難しいという中で、撤去を決定したという流れがございます。その予算に関しましては、当然ながら設置しておりませんので、その予算に関しては活用はしておりません。ただ一方で、JRの土地の賃借料です。これに関しては、発生してございます。契約の中では1年間で2万2,400円を支出するというところで契約してございました。このJRの土地の賃借に関しましては、令和2年10月の15日から令和5年7月の31日までという期間での契約でございました。ですので、全部で21ヶ月、仮置きのためにJRにお借りしたということでございます。ちょっと10月15日からですので、日割り計算で、具体的な数字が出て来ないんですけれども、21ヶ月なので3万9,200円ですので、これよりは少ない額になろうかと思っておりますけれども3万9,200円よりは少ない額の賃借料、これは発生してございます。それと「給水塔二」の撤去処分に関しましては、先ほどの答弁でもありましたとおり7月22日、23日、この2日間で撤去処分をしております。この費用に関しましては66万5,390円。約67万円程度費用かかってございます。また、これから必要になってくる予算でございます。先ほど町長の答弁にもありましたとおり、設置看板、そして展示用のレールを設置するというところで、予算が約41万円かかる予定でございます。しかし、この看板設置に関しましては、先ほど答弁にありましたとおり、本町の鉄道文化遺産という形を後世に伝えていきたいということの思いがありますので、この41万円の予算を使って、この看板を設置して後世に伝えていきたいという風に考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

あれほど鼻息の荒かった歴史的文化遺産が、2日間で無くなったということにも非常に驚きですので、また、色々詳しくは委員会の方で、ご説明を頂きたいと思えます。

次、2つ目の多面的機支払活動組織についてお伺いしたいと思います。多面的機能支払活動組織の大規模化に向けた動きがあるようですが、多面的機能交付金の活用

は農振地域外、いわゆる用途地域にとっては大変有難いことだと思っております。そこで、次の5点について質問を致します。

多面的機能交付金とはどのようなものなのでしょうか。お伺い致します。

産業課長（村井 崇一）

兼若議員の多面的機能支払交付金についてのご質問に答弁をさせていただきます。多面的機能支払交付金とは農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するために交付される交付金でございます。農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しているものでございます。しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じており、また共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担増加も懸念されているところでございます。こうした事態に対処するため、農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動や水路・農道・ため池の軽微な補修、外来種の駆除やビオトープ作り、更に農用施設の長寿命化のための活動等を行う活動組織に対し、その活動の原資となる交付金を交付するものでございます。なお、活動組織に支払われる交付金の財源と致しましては、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1となっており、活動組織はこの交付金の範囲で活動を行います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、2つ目です。多面的機能支払活動組織とはどのような目的の組織なのでしょうか。お伺い致します。

産業課長（村井 崇一）

兼若議員の多面的機能支払活動組織の目的についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多面的機能支払活動組織の主な活動と致しましては、農地維持活動と資源向上活動が挙げられます。農地維持活動は、水路の草刈り・泥上げや農道の路面維持といった地域資源の基礎的な保全活動や活動組織の体制の強化、保全管理構想作成といった地域資源の適切な保全管理のための推進活動を指します。資源向上活動は、水路、農道、ため池の軽微な補修、水質調査や外来種の駆除といった農村環境保全活動、防災・減災力の強化や遊休農地の有効活用などの多面的機能の増進を図る活動、更には老朽化の進む水路等の補修・更新などといった施設の長寿命化のための活動を指します。こうした農地維持活動や資源向上活動を通じ、活動地域内に存在する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施

設の長寿命化を図ることが多面的機能支払活動組織の目的でございます。このような農用地や水路、農道等の管理を農業者個人ではなく地域全体で支えることで特定の農業者に負担が集中することを防ぎ、結果として農地の集積や有効活用を後押しするという目的もございます。なお、令和5年度時点において、町内には8つの活動組織が活動しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、3つ目です。組織の体制はどのようになりますか。また、参加予定の水利組合は何団体になる予定でしょうか。お伺い致します。

産業課長（村井 崇一）

兼若議員の多面的機能支払活動組織の体制及び参加予定の水利組合についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多面的機能支払交付金の交付を受けるための活動組織は、集落単位、ため池や堰などの水系単位、ほ場整備事業などの事業実施区域単位等、一定の区域を区切って対象地域とし、地域内の農業者や地域住民、自治会、農業者団体等の地域の実情に応じた者を構成員として設立致します。町内の既存の活動組織は1組織を除いて水利組合の所管する範囲を単位として設立されており、残る1組織は水利組合内の一部地区を単位として設立されております。これらの組織は、組織運営の基本となる規約を定め、代表、書記、会計、監査役といった役員を選任して運営しております。令和5年度現在、町内で活動している8つの活動組織は、いずれも令和5年度で5ヶ年の活動計画を終了するため、令和6年度からの新計画を作成する必要がありますが、組織構成員の高齢化や人数の減少もあり、複数の活動組織から活動の継続が難しくなっているとの申出がございました。そこで、活動組織における大きな負担となっている交付金の申請に係る各種事務を多度津町土地改良区に委託することで事務負担を軽減し、同時に対象地域を本町全域とすることで地区の垣根を超えた人員の融通を容易になるなど、今後の農地維持に資する活動組織の大規模化を既存の8つの活動組織と現在活動組織がない地域の水利組合に提案し、本町全域を対象とした1つの大規模な活動組織を設立することを推進しているところでございます。

以上が、活動組織の大規模化の概要でございますが、大規模化された活動組織におきましては、全体を統括し、活動計画の作成や交付金申請に関する事務を執り行う事務局と実際に農地維持や資源向上のための活動を行う各地域組織といった組織体制になります。町内には15の水利組合が存在しておりますが、令和5年11月時点で12組合がこの大規模化に参加を予定しております。残る3組合に対しましても引き続き、参加を呼び掛けてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ただ今の答弁に対して再質問をさせていただきます。本町全域を対象とした1つの大



きな活動組織ということなのですが、全水利組合が参加されなくても特に問題はないのでしょうか。お伺い致します。

産業課長（村井 崇一）

兼若議員の全ての組合が参加しなくても大規模化が可能なのかという再質問に対して答弁をさせていただきます。

大規模化の活動組織の対象区域は、原則、地域の実情に合わせて設定することができ、本町全域のうち、一部の地域を除いた範囲を対象地域として大規模組織を設立することも可能となっております。従って、現時点で参加を決められていない3つの水利組合が参加されない場合におきましても令和6年度からの大規模組織設立は可能となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、4つ目です。各地区の交付金申請手続き、支払いはどのようにお考えでしょうか。お伺い致します。

産業課長（村井 崇一）

兼若議員の各地区の交付金申請手続き及び支払についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在の構想では、本町全域を対象地域として1つの大規模組織を立ち上げる予定としておりますので、交付金申請手続きは、この一組織として行うこととなります。各地域で実際に行う予定の活動内容を事務委託を受けた多度津町土地改良区において取りまとめ、これを基に事業計画や活動計画書を作成したり、交付金の交付申請をしたりといった事務作業を行います。

町から交付する交付金は、対象地域全域分が一括して交付されますので、これを各地区へ配分致します。これは農地面積に応じて按分した額をまとめて各地区へ渡すのか、あるいは各地区が行った活動に応じて、その都度必要な額を渡すのかといった配分方法については、現在、組織の大規模化に向けた準備委員会を開催して調整を行っているところであります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問をさせていただきます。

事務委託は土地改良区にお願いをするということなのですが、各水利組合は、負担額ってというのは発生するのでしょうか、お伺いします。

産業課長（村井 崇一）

兼若議員の事務手続きの土地改良区に対する費用についての再質問に答弁をさせていただきます。

活動組織から土地改良区が事務委託を受けるに当たって、土地改良区におきまして事務専任の事務員を1名雇用する計画としております。この人件費と必要となる事務経費等を合わせて委託費とし、これが、大規模化された活動組織に請求される形となっ

てきます。また、この委託費は、活動組織の必要経費と見做されますので、本件のこの交付金から充当して支出することが出来るものとなっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、5つ目です。この組織の今後の活動計画について、お聞かせ下さい。よろしくお願い致します。

産業課長（村井 崇一）

兼若議員のこの組織の今後の活動計画についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、準備委員会において、既存の活動組織及び新規に活動に加入する水利組合の間で新組織の構成等について協議を行っている段階でございます。今年12月中を目途に新組織の規約案を取りまとめ、各地区で既に行っている活動やこれを機に行いたいと考えている活動についてヒアリングを行い、来年1月に集めた情報を基に事業計画案を作成する予定としております。同時に、新たに活動に参入する地区におきましては、活動の趣旨に同意して頂ける農地の地権者の方や農業者の方に同意を取り付け、協定農用地及び構成員のリストアップを行って頂きます。そして、来年3月に新組織の設立総会を開催し、4月1日から活動を開始する予定としております。多面的機能支払交付金事業は全額交付金の範囲内で活動を行うことから、一般的な補助金制度と異なり地元負担金が生じないことなど、地域住民主導で行う今後の農地維持にとって非常に有益なものでありますので、今後も本事業の推進に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次3つ目の公園整備についてお伺いしたいと思っております。

国土交通省は来年度、子どもや子育て世代の目線に立った公園整備を進めるため、自治体に対する新たな支援制度「こどもまんなか公園づくり支援事業」を創設する方針を打ち出しました。自治体の公共事業などを支援する社会整備総合交付金を活用するとあります。そこで、次の5点について質問致します。

まず1つ目です。こどもまんなか公園づくり支援事業の情報は承知されていますか。お伺い致します。

建設課主幹（喜田 浩希）

兼若議員の「こどもまんなか公園づくり支援事業」の情報は承知されていますかのご質問に答弁をさせていただきます。

「こどもまんなか公園づくり支援事業」につきましては、11月12日付の四国新聞の記事でございますとおり、令和6年度の国土交通省都市局関係予算概算要求概要において「こどもまんなかまちづくり」を推進するための施策の一つとして「こどもまんなか公園づくり支援事業」の予算要求がなされたところでございます。

これにつきまして、県都市計画課に制度設計などの詳細情報を確認したところ、現時点で国土交通省から詳細な情報について提示がないとのことでありましたので、改めて国土交通省四国地方整備局へ問い合わせて頂きましたが、予算要求の段階であり、確定した情報が無く現段階ではお示しするものがないとの回答があったとのことです。今後、新年度予算が国会で承認され次第、本事業について制度設計などの詳細な情報に関して提供があるものと見込まれますので、詳細が判明した場合には、速やかに情報提供を頂くようお願いしているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、2つ目です。多度津町で今後、新たな公園整備の予定はありますか。お伺い致します。

建設課主幹（喜田 浩希）

兼若議員の新たな公園整備の予定についてのご質問に答弁をさせていただきます。公園につきましては、子どもたちの遊び場として、また、高齢者にとっての身近な憩いの場として、さらには多世代が交流する地域コミュニティ活動の場として重要な役割を担っており、災害時には避難場所や救援活動の拠点になるものと考えております。また、公園の木々は、人々に潤いと安らぎを与え快適な空間を提供するなど都市整備において生活環境の向上のための重要な施設であります。現在は、駅周辺地域におきまして、都市構造再編集中支援事業を活用し、駅周辺の未利用地を西側駅前広場として整備し、生活環境の向上に取り組んでいるところでございます。西側駅前広場以降の公園整備については、現時点では未定でございますが、公園については、生活環境を向上する上でも必要不可欠であると認識しております。新たに創設される制度の「こどもまんなか公園づくり」を含め、補助制度の活用を研究するとともに、既存公園の維持管理についても地域の皆様の協力を得ながら、安心・安全で快適な居場所としての公園づくりを目指して取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、3つ目です。道福寺公園はボール遊びが禁止されています。令和5年3月の一般質問のご答弁で、建設課長はボール遊びを特化したような公園づくりも必要かと考えている。とのことでしたが、その後のボール遊びに特化した公園の状況は、いかがでしょうか。お伺い致します。

建設課主幹（喜田 浩希）

兼若議員のボール遊びを特化したような公園づくりのその後の状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ボール遊びに特化したような公園づくりににつきましては、令和5年3月定例会でもお答えしましたように、子どもたちが安心して安全にボール遊びが出来るために

は、事故等の発生や他の公園利用者への迷惑防止のためにゾーン分けするか、ボール遊びに特化した公園の整備が必要と考えております。現在、ゾーン分けした公園としましては堀江公園がございますが、各地区において安心してボール遊びが出来る公園は不足していると認識しております。ボール遊びに特化した公園を整備するには用地の確保やフェンスの設置など多額の整備費用が想定され、現時点で早期の整備は困難であると考えております。今後は、既存の公園を改良する方法のほか、新たな補助制度も創設される方針であることから、既存の補助メニューを含め様々な制度の活用について、引き続き検討を行い、ボール遊びが可能な公園の確保に向けた取組を継続してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、4つ目です。「こどもまんなか公園づくり支援事業」を利用して公園整備をし、子育て世代に住んでもらえる町づくりを目指すべきと思いますが、いかがでしょうか。お伺い致します。

建設課主幹（喜田 浩希）

兼若議員の「こどもまんなか公園づくり支援事業」を利用した子育て世代に住んでもらえる街づくりについてのご質問に答弁をさせていただきます。

こどもまんなか公園づくり支援事業につきましては、先ほどの答弁で申し上げましたとおり具体的な制度設計が分からない状況であります。議員ご指摘のように子育て世代に住んでもらえる町づくりを目指すには、公園は必要であると認識しております。また、本町の都市計画マスタープランにおきましても中心市街地の課題と致しまして公園不足が挙げられておりますことから、新たな補助制度も含めた各種制度の活用を研究し、子どもたちの遊び場のほか、地域住民の皆様をはじめ多世代の方々の交流が生まれ、地域の活性化に繋げるとともに日常的な賑わいを創出することで、そこに住みたいと思えるような魅力ある町づくりを目指し、公園整備に関する取組を継続してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

5つ目です。道福寺公園は、休日になると朝から沢山の方で賑わっております。駐車場については高架下に数台分確保して頂き、以前の道路脇に止める車は少なくなりました。ただ、高架下の駐車場はロープを地面に張ってあるだけで、風が吹けば土埃がし、暴風雨の後は多少のぬかるみがあります。多くの公園利用者は、小さなお子様連れです。利用者目線からして、舗装工事をされる予定はないのでしょうか。お伺い致します。

建設課主幹（喜田 浩希）

兼若議員の道福寺公園について高架下を利用した駐車場の舗装整備についてのご質問に答弁をさせていただきます。

道福寺公園は、開園以降、幼児から高齢者まで多世代にわたり非常に多くの方に利

用頂いており、また、当公園は県道多度津丸亀線の沿道にあり、町内外を問わず多数の利用者が訪れ、休日になりますと駐車場が満車になってしまう状況でありました。このような事態を解消し、利用者の利便性を向上するため、県道高架下の県有地を道福寺公園の駐車場用地として活用することで駐車場不足を解消してまいりました。駐車場の現状につきましては、ロープで駐車区画の表示を行っておりますが、高架下で直接雨が当たらない場所でありますことから、舗装整備までは行っていません。駐車場の舗装整備を実施する場合には費用も多額になるため、現時点での整備は困難であると考えていますので、公園全体の維持管理の中で当該駐車場におきましても公園の利用者の利便性が損なわれないよう継続的に維持管理を行いまして、安全に安心してご利用頂けるよう努めてまいりたいと考えております。また、舗装整備に関しましては財源に有利となる利用可能な補助制度について研究し活用することで、財政状況に合わせた整備について検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

色々質問をさせていただきましたが、やはり利用者目線に合ったものづくり、また、当初、新しいものを造った時にはいいんですが、その後の維持管理等にはやっぱり多額の費用がかかると思います。多度津町は裕福ではありませんので、お金の使い道っていうのは、非常に皆さん頭を悩ませるところではあると思いますが、やはり住民の皆様が良かったと思えるような、お金の使い方を皆さんで考えていきたいし、我々議員も考えていきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

以上で、6番、兼若 幸一の一般質問を終わります。

議長（小川 保）

これをもって6番、兼若 幸一 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩と致します。議場内の時計で、15時10分までと致します。

休憩 午後2時52分

再開 午後3時10分

議長（小川 保）

休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

次に、5番、門 秀俊 君。

議員（門 秀俊）

5番、門 秀俊 一般質問させていただきます。

1、多度津町プレミアム付商品券の発行について、2、災害における要支援者の避難について、一問一答方式でお願い致します。

多度津町プレミアム商品券の発行について質問させていただきます。

令和2年に始まった新型コロナウイルス感染症の拡大は一定の終息により、令和5年5月8日から5類感染症に移行しました。これにより、感染症対策は、個人・事業者の判断により、新型コロナに感染しても法律に基づく外出自粛は求められず、外出を控えるかどうかの判断は、個人の判断に委ねられるようになりました。コロナ禍の令和2年度から4年度までは、本町では消費喚起策として、多度津町プレミアム付商品券の発行が行われました。これは町民に大好評だったと聞いていますし、外出自粛等により売上げが減少した事業者にとっても効果があったのではないかと感じています。新型コロナが5類に移行した今年度は、現在のところ、プレミアム付商品券の発行は行われていません。ですが、物価高騰は町民や事業者の大きな負担となり、日々の生活の中でも実感します。特に事業者は、原材料や電気代、ガス代の値上がり、人件費の上昇といった経費の増加に加え、コロナ禍による生活スタイルの変化や節約志向により客足がなかなか増えないといった厳しい経営状況があります。そこで質問します。問1、コロナ禍の令和2年度から令和4年度までの3年間のプレミアム付商品券の過去の実績について教えてください。お願い致します。

産業課長（村井 崇一）

門議員の令和2年度から4年度までの3年間のプレミアム付商品券の過去の実績についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津町プレミアム付商品券は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、町内の消費活動の喚起と事業者の経営活動の持続支援を目的に令和2年度、3年度、4年度の3年間、多度津商工会議所と連携して同商工会議所にて発行されました。財源は全て国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、3年間ともプレミアム率は40%で、1セット14,000円分を10,000円で販売致しました。各年度のプレミアム付商品券の発行セット数と発行総額は、令和2年度の発行は10,000セット、発行総額1億4,000万円、令和3年度の発行数は13,000セット、発行総額1億8,200万円、令和4年度の発行数は15,000セット、発行総額2億1,000万円と町民の皆様からの要望を受けまして、年々発行セット数を増加してきたところでございます。その結果、町内の事業者に換金された商品券換金額は、令和2年度が約1億3,723万円、令和3年度が1億8,161万円、令和4年度が約2億939万円となっております。このプレミアム付商品券の発行事業に伴う町の歳出決算額は、令和2年度が4,300万円、令和3年度が5,600万円、令和4年度が6,470万円となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

次の質問2番です。プレミアム付商品券事業について、町民からはどのような意見があったか教えてください。お願い致します。

産業課長（村井 崇一）

門議員のプレミアム付商品券事業に係る町民からの意見についてのご質問に答弁

をさせていただきます。

昨年度、プレミアム付商品券を購入した町民の方を対象にアンケートを実施し、配布した1,000件のうち422件の回答がありました。まず、商品券で何を購入したかという問いについては、「食料品・飲料」が406件と一番多く、次いで「外食」が369件、「日用品・日用雑貨」が253件と続いており、日常的に消費するものや食事券を活用して外食に商品券を利用した方が多い結果となっております。

次に商品券で、いつもより多くの商品・サービスが購入出来たかという問いについては、「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」が全体の約87%を占め、商品券は、家計の支援になったと思うかという問いについても「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」が約92%を占めており、多くの家計の支援になったと思われま。また、商品券を購入したことで、多度津町内での買い物の機会は増えたかという問いについても「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」が約84%となっており、プレミアム付商品券の発行が町内の消費活動の喚起に効果的であったのではないかと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

次の質問、問3です。事業者からはどのような意見があったか教えてください。お願い致します。

産業課長（村井 崇一）

門議員の事業者からの意見についてのご質問に答弁をさせていただきます。

商品券の取扱店197件にアンケートを配布し、うち92件の回答がありました。回答があった事業所の業種の主なものと致しましては「飲食業」が24件、「食料品・飲料」が12件、「医療サービス・医薬品」が9件となっております。また、回答があった事業所のうち、従業員数5名以下の事業所が約74%を占め、小規模な事業所が多くなっております。これらの事業所に対するアンケートの中で「商品券利用期間中の令和4年9月から令和5年2月までの業況」に関する問いについて「新型コロナウイルスの影響を受けている」と答えた事業所が全体の約67%、「原油価格・物価高騰等の影響を受けている」と答えた事業所が全体の約78%を占めており、多くの事業所が新型コロナに加え、原油価格・物価高騰の影響も受けていると思われま。商品券に関する意見と致しましては、商品券の発行は、売上高に影響があったかという問いについては、「増加した」が約40%を占め、「影響がなかった」が50%を占めました。商品券の発行は、来客数に影響があったかという問いについても同様の傾向で、「増加した」が約33%を占め、「影響がなかった」が約57%を占めました。また、令和2年度から続くプレミアム付商品券事業は、効果的だったかという問いについては、「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」が約60%を占めました。

これらのことから、事業者にとっても厳しい経営環境の中、商品券の発行事業には

一定の効果があつたのではないかと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

次の質問、問4です。多度津商工会議所が今年6月に開催した商工産業フェアでは、プレミアム付多度津町共通商品券を購入しようと行列が出来るほど人気だったと聞いています。物価高騰の中、プレミアム付商品券の発行を望む町民は多いのではないのでしょうか。また、厳しい経営状況にある事業者からも期待する声は大きいのではないのでしょうか。そこでこのような状況や問2、問3の町民や事業者からの意見を受け、町としては今後プレミアム付商品券を実施する予定があるのか、お伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

門議員の今後のプレミアム付商品券発行予定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津商工会議所が開催した商工産業フェアでの10%プレミアム付のたどつ共通商品券の販売状況について確認したところ、昨年は総数100セットを1人3セット上限に販売したところ、販売前からの行列の途中で完売するほどの人気だったため、今年は総数100セットを1人2セット上限に販売しましたが、販売開始早々に完売したとのごことでございました。また、先ほどの令和4年度のプレミアム付商品券のアンケートの結果にも町民からの「プレミアム付商品券を今後も続けて欲しい」や「プレミアム付商品券があつて家計が助かった」といった意見が多数ありました。事業者からも「今後もプレミアム付商品券事業を実施してほしいか」の問いに対して「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」が約70%を占め、プレミアム付商品券の発行を望む声が多くなっております。しかしながら、先ほど答弁致しましたとおり、この事業の実施には多額の予算が必要なことから、町の単独事業で実施することは大変難しいと考えております。そのため、これまでと同様、国の地方創生臨時交付金の交付額や国の要綱に定められた用途を注視しながら、多度津商工会議所と共に事業の実施について検討してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問させていただきます。

先ほどの答弁からもプレミアム付商品券の関心が町民、事業者共に非常に高いことが分かりました。国の交付金が町へ交付される際には、是非、プレミアム付商品券事業の実施について前向きに検討をお願いしたいと思います。

さて、これまでプレミアム付商品券を購入したいと思えば、事前に申込み葉書を送り、当選すれば購入出来るというものでした。その人気の高さから、抽選に外れた方も多かったのではないのでしょうか。抽選に外れた人は、プレミアム部分の恩恵が受けられないということになります。アンケートの結果も踏まえ、今後、実施する



場合は、何か工夫する予定があるのか。制度設計の予定について教えてください。お願い致します。

産業課長（村井 崇一）

門議員の制度設計の予定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

プレミアム付商品券については、大変人気が高かったため、申込み葉書の当選率を上げようと先ほども答弁致しましたとおり、発行セット数を令和2年度は1万セット、令和3年度は1万3,000セット、令和4年度は1万5,000セットと年々増やしてきたところでございます。その結果、申込み葉書数ベースでの当選率が、令和2年度と3年度を比較致しますと64%から約70%に上がったものの、令和3年度から令和4年度にかけては、約70%から約61%に下がるという結果になりました。これは、令和4年度の申込み数が予想以上に増えたためと思われます。当選率を上げるためには、これまでのように発行総額を増やすということが考えられますが、発行総額を増やすためには、令和4年度のプレミアム付商品券事業の歳出決算額6,470万円を超える予算が必要になってくると考えられます。そのため、今後、国の交付金事業として、一定の予算の中でプレミアム付商品券事業を実施する場合には、交付金の額を確認しながら、広く町民の皆様に活用されるよう、購入セット数の上限やプレミアム率を下げるなどの調整が必要であるのではないかと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

過去3回のプレミア付商品券の発売がありましたが、プレミア率が40%、お得感が多く、また、本町の負担額も大きくなります。本町の財政も厳しい状態ですが、そこでプレミア率を下げてでも、この商品券の発行をお願いしたいと思います。

次の質問です。災害における要支援者の避難についてです。

近年では忘れる暇もないぐらい、毎年のように大規模な災害が発生するようになってきましたが、私たちは、地形や環境から常に災害と隣り合わせで生活してきました。近年の災害を振り返りますと、2016年の熊本地震や毎年のように発生する豪雨による災害、熱海市での土砂災害など毎年どこかで大規模な災害が発生し、多くの人が被災しています。災害を予想することは困難であり、その対策は非常に厳しい取組であることは過去の事例からも理解することが出来ます。しかしながら、減災に取り組むことは、安心・安全なまちづくりのためには不可欠であり、行政と町民が協力し、出来る限りの災害対策を行うことが必要であると考えています。国をはじめ県や各市町村、企業など、色々な団体が、過去の災害を教訓に災害対策に取り組んでおり、本町においても自治会で防災組織を立ち上げ、防災対策に取り組もうとしている団体が増えていることから、町民の防災意識の向上と官民が一体となった防災対策が進んでいると感じております。そこで、本町においても災害対策の一環として、過去の大規模災害において多くの被害があったと報告されております避

難に支援を必要とする方の避難支援体制の整備に努められておりますが、避難行動要支援者名簿の更新や個別避難計画の作成、情報の提供状況等について、現在の進捗状況をお伺い致します。

総務課長（泉 知典）

門議員の避難行動要支援者の避難支援体制整備の進捗状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

東日本大震災をはじめとする災害などから得られた教訓を踏まえ、平成25年に災害対策基本法が改正され、障害者や高齢者など自ら避難することが困難である避難行動要支援者の安否確認や避難を支援するための基礎となる名簿の作成が市町村に義務付けられました。さらに、近年頻発する大規模な水害等を踏まえ、令和3年の改正では、避難行動要支援者の避難支援や誘導を迅速かつ適切に実施することを目的に、避難支援等関係者や避難先の情報などを記載した「個別避難計画」の作成が市町村に努力義務化されました。それらを踏まえ、本町におきましては、令和3年度に「避難行動要支援者名簿」を更新しましたが、避難行動要支援者の方々は転入や転出、または、自宅療養から施設へ移られるなど日々状況が変わるため、令和4年度においては「多度津町地域防災計画」の規定に定める対象者のうち、名簿に未登録である対象者に対しまして「避難行動要支援者名簿」への登録等について通知を行うとともに情報提供やご要望等があれば、適宜更新するなど名簿の更新に取り組んでおります。現在約250名の方が登録されております。また、令和3年度に更新した「避難行動要支援者名簿」の登録者を対象に「個別避難計画」の作成を進めており、現在35名の方が個別避難計画の作成にまで至っております。避難行動要支援者名簿の外部提供につきましては、平常時から避難支援等関係者に提供し、共有されることで災害時の円滑な避難支援等に結びつくことから、現在、外部提供に同意のある方の情報を消防、警察、社会福祉協議会、民生委員に提供しており、自治会や自主防災組織につきましては、現在、名簿提供に向けて準備を進めているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

2つ目の質問に行きます。避難行動要支援者名簿の更新や個別避難計画の作成は、個人情報をはじめ、災害の種類や発生する時間、一人ひとりが置かれている状況など色々な課題があることは認識しており、難航している自治体も多くあると伺っています。そこで質問します。

個別避難計画の作成など支援体制の整備を進めるには、自治会や自主防災組織、福祉関係者など、より多くの支援者が必要であり、また、色々な課題があると考えられますが、町の今後の対応や取組の方針についてお伺い致します。

総務課長（泉 知典）

門議員の支援体制の整備を進めるに当たっての課題及び今後の対応や取組の方針

についてのご質問に答弁をさせていただきます。

発災時の円滑な避難や災害関連死等を減らすためには、平常時から避難支援等関係者と情報を共有し、要支援者との関係づくりを更に促進していく必要がございます。

しかし、先程の答弁で申し上げましたとおり、個別避難計画を作成している方は35名と全体の1割弱に留まっており、支援者が決まっていないため個別避難計画が作成出来ないといった声や家族の協力が無いと記入が難しいといった声など作成する上での課題が多くございます。

本町におきましては、避難行動要支援者の支援体制を構築するため、危機管理部局だけでなく、福祉部局等との連携を強化するとともにケアマネジャーや相談支援専門員など要支援者のことをよく知る方々や自主防災組織、自治会、民生委員、社会福祉協議会といった関係者と連携、協働することが重要であると考えております。引き続き、名簿登録をされている方々の個別避難計画の作成や避難支援等に多くの方の協力が得られるよう周知・啓発等を行い、避難行動要支援者の支援体制の整備に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

高齢化が進む中、この問題は、長期にかかると思います。しかし、人の命に関する問題です。一つ一つ進めて頂けるよう要望致します。

以上で、一般質問を終わります。

議長（小川 保）

これをもって、5番、門 秀俊 議員の質問は終わります。

次に、11番、隅岡 美子 君。

議員（隅岡 美子）

11番、隅岡 美子、順次、一般質問をさせていただきます。

一問一答方式でよろしくお願い致します。

1点目の質問は、アピアランスケアの取組についてであります。2点目の質問は、自治会等のデジタル化についてであります。

まず1点目の質問は、アピアランスケア取組について質問を致します。

私は、令和4年6月定例会におきまして、アピアランスケアについての質問をさせていただきます。アピアランスケアとは、手術や治療が原因で起こる頭髪等の脱毛や皮膚の爪の変形、手術の傷痕など外見の変化に起因する患者の苦痛を軽減するケアのことです。その時のご答弁は、次のとおりでありました。令和3年度では、特に乳がん検診については、47名が要精密検査の対象となり、4名のがん患者が発見されております。町内でも、まだ周知はされておられません。このことについて取り上げるという機会が今のところはありません。今後、患者さん方のお話を聞いたりする場を設けながら、勉強していきたいと考えております。町ホームペー

ジ、広報で色々と町民の皆様に周知していきたいと考えております。と、このようにご答弁をされております。そこで、お伺い致します。

1つ目、実際に患者さんのお話を聞いたり、アピアランスケアについて研鑽をされたのでしょうか。よろしくお願ひ致します。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員の患者からの聞き取りやアピアランスケアの研鑽についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和4年6月定例会におきまして、議員のおっしゃるとおりの内容で答弁をさせていただきましたが、乳がん検診でがんが発見された方は、その後3名増え、7名となっております。患者さんとの対話の場につきましては、集団での勉強会等の開催は出来ておりませんが、過去に罹患された方にお話を聴く機会があれば、当時のお気持ちやアピアランスケアの必要性についてお伺いし、積極的に状況把握に努めました。また、県主催の研修や総合健診協会主催の担当者会等を通して、市町間の情報収集や情報共有等で研鑽に努めております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でございました。町長のご答弁の中から質問を少しさせていただきます。

先ほど乳がん検診で、前回の質問させていただいた時は4名でございましたが、その後、検診などがあつたと思います。その後、3名増えて7名となっておりますというご答弁でございまして、コロナ禍を私たちは乗り越えてきて色々な検診控えとかそういったことも乗り越えてはまいりましたけれども、まだまだ検診の受診率が低いと私は思っております。それで、がん検診に対する対象者、それから検診者数、そして、その受診率について分かる範囲で結構ですので、お答え頂けますでしょうか。よろしくお願ひ致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

受診率と検診者数につきましては、詳しい数字は今、持ち合わせておりません。検診率につきましては、保健師が日々受診者に対して周知をするように努めております。今、細かい数字は持ち合わせておりません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

大変申し訳ありません。また後から、よろしくお願ひ致します。次に2つ目の質問を致します。

2つ目の質問は、町ホームページや広報で周知をされたのでしょうか。よろしくお願ひ致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員の町ホームページや広報での周知についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ます。

町ホームページや町広報誌での周知につきましては、事業を実施しておりませんので、周知は出来ておりません。しかしながら、町民に広くアピアランスケアについて知って頂くために、アピアランスケアとはどういうものか、現状や課題について掲載出来るよう早急に対応してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でございました。本当に今、課長が申されましたように、今後、早急に。まだ実施をされておられません。今後、やはりこういうことが非常に大事であると共に、皆様、まだまだ周知の方がされておられないし、まだまだ、このアピアランスケアというこの言葉を、まだ、ご存じない方もいるのかなってこのように私は感じておりますので、今後、大変重要となることとさせていただきますので、早急に周知をして頂くように願っております。よろしくお願い致します。

次に行きます。県のホームページ公開日、2023年11月7日でございますが、調べたところによりますと高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、さぬき市、三豊市の6市。町では三木町、綾川町の2町が医療用ウィッグ、乳房補整具の購入費用の補助が受けられるようになりました。市、町ごとに対象、補助金額など制度が異なっています。補整具の種類ですが、医療用のウィッグ、これは全頭用でございます。そして頭皮保護用ネットが補助対象となっております。また、乳房、胸部であります。乳房の補装具、これは補整下着、人工乳房等が補助対象となっております。そこで、お伺い致します。

1つ目、既に私が今、言いましたように6市2町が実施をされております。本町のお考えをお伺い致します。

健康福祉課長（富木田 笑子）

隅岡議員の既に6市2町が実施していることを踏まえた本町の考えについてのご質問に答弁をさせていただきます。

前回のご質問頂いた時点では、綾川町のみであったものが、今年度11月時点では新たに6市1町ががん患者医療用補整具助成事業を開始しております。本町におきましては、今年度開始された市町の助成状況を踏まえ、令和6年度中の実施に向けて検討しているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

この中で年齢制限を設けるところと、それから上限枠が2万円でございますが、綾川町だけ上限は3万円、よろしいでしょうか。確認のために恐れ入ります。確認をさせて下さい。よろしくお願い致します。

健康福祉課長（富木田 笑子）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

現在の助成事業の実施内容でございますけれども、現在分かっておりますのが、先

ほどの新たに加わった6市1町につきましては、上限金額が2万円、補装具購入費の3分の2というのがほとんどでございます。綾川町につきましては上限額が3万円ですけれども、補装具購入費の2分の1の補助となっております。対象年齢につきましては、年齢制限なしもありますし、20歳から39歳と区切っているところもございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました、有難うございます。それで、質問です。

今、課長がご答弁なさいました令和6年度中の実施に向けて検討しているところがございます。という前向きなご答弁を頂きました。それで、来年度の予算ですけど何名を予定して、幾らになるかという概要で結構ですので、お伺い致します。よろしくお願い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

今年度、事業実施しました丸亀市と善通寺市、近隣になりますけれども、2つの市で、申請があったのが善通寺が1件、丸亀市でも3件から5件程度と聞いておりますので、本町の人口で考えますと本町ではそれほどの申請はないのかなという風に思っておりますので、予算につきましては、新年度予算では計上しておらず、令和6年度中に実施の準備をしておりますので、もう少し他の市町も研究しながら何人分で上限を決定致しまして計上したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でございました。次の質問に入ります。

2つ目、年齢対象を設けず、町民の皆様誰もが補助を受けられるように町のお考えをお伺い致します。よろしくご答弁をお願い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員の対象年齢を設けない補助に係る本町の考えについてのご質問に答弁をさせていただきます。

6市2町のうち、年齢の制限なく補助対象としている市町は4市2町でございます。本町におきましても近隣の丸亀市と善通寺市が年齢制限無しとしているため、同内容での補助対象としたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。続きまして、2点目の質問に入ります。

2点目の質問は、自治会等のデジタル化について質問を致します。

現在、人口減少と高齢化により、自治会等の地域住民の支え合いによる組織が弱体化し、地域コミュニティを維持することが難しくなっているように思います。核家族が進み、家族の支え合いの機能が低下し、孤独や孤立の問題も深刻化し、非正規

雇用の増加等により、職場での家族的な繋がりも薄れるなど、私たちを取り巻く社会環境が急激に変化する中で、安心して暮らせる地域を守る自治会等の役割は非常に大きいと考えます。そこで、お伺い致します。

1つ目、自治会等の地域コミュニティの弱体化について、どのような認識を持っているのか、お伺い致します。よろしくお願ひ致します。

町長公室長（山内 剛）

隅岡議員の自治会等の地域コミュニティの弱体化への認識についてのご質問に答弁をさせていただきます。

自治会は街路灯の管理、地域イベントや活動団体の支援から児童や高齢者の見守り、防災・災害といった緊急時の対応など住民の共助による地域生活の基盤を担ってきたと考えており、今後においても地域コミュニティの活性化のために多くの世帯に自治会に加入して頂きたいと考えておりますが、近年、少子高齢化や人口減少の社会情勢の変化に伴い、本町だけでなく全国的に自治会への加入者は減少傾向にあると認識しております。このままであれば、自治会の加入者はますます減少し、住民同士の助け合いである「共助」の意識が希薄になり、弱体化が進んでいくことを懸念しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。本当に自治会に加入している人が減少しているということは、常々この議会とか委員会でも本当に危惧をされていることでございますし、私もそのように心配しております。今本町において自治会に加入している現状というのは分かる範囲で結構ですので、お示し下さい。よろしくお願ひします。再質問です。

町長公室長（山内 剛）

隅岡議員の再質問に答弁させていただきます。

令和5年4月現在ですが、自治会の加入率が62.7%となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

自治会の加入が62.7%ということでありまして。それで今、どうして何で自治会の加入率が低いかと私なりに考えてみますと、やはり役員の当番が回ってくるとか、それから回覧板を回さないかんとか、それから資源ゴミとか不燃ゴミの当番、また、清掃などをしなければいけないとか、それから井手浚いの時に参加をしなければいけない。また、参加しない場合は、負担金を払わないいけないということで、私の考えとるところは、そういうところがございますが、認識の方は、いかがでしょうか。

議長（小川 保）

再々質問ということでもいいんですか。

議員（隅岡 美子）

はい、再質問ですけど、ちょっと質問が変な質問になって済みません。その質問は止めます。済みません。

それで今、デジタル化というので、非常に難しい問題でございます。なかなか今、自治会の方でもデジタル化というのは、私の方の自治会をやりますとか、そういった声は、やはり少ないというか、全国千何百幾ら調べたうちでも70%以上が今のところしてないです。という結果が出ております。それでデジタル化いう、難しく考えるのは当然でございますが、やはり自治会長さんとか会計とか書記さん含めてですけど、やはり高齢化を本当にしております。お一人がもう5年も10年も続けているという自治会もございます。以前、高齢者向けのアプリというのを町の広報で教室を開いたように私は記憶してんですけど、高齢者向けデジタル講習会というのを今後、予定しておるのでしょうか。いかがでしょうか。お願いします。

議長（小川 保）

隅岡美子議員、通告の内容と微妙に差異がありますが。室長、よろしいですか。

はい。じゃあ答えて頂きます。

町長公室長（山内 剛）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先日、何ヶ月か前ぐらいだったと思うんですけども、高齢者向けにスマホ教室というのをさせていただきました。あまりスマホとか触ってない方に関しては、かなり良かったかなという感想も頂けたんですが、普段から使われとる方が高齢者の方でも多くおられまして、内容が基本的過ぎてという苦情もありましたんで、また、その教室とかをして頂く業者とかの打合せをしながら、また、その時の教室の方は無料でして頂けたんで、出来るだけ経費がかからずに皆さんのためになる教室が出来るように情報収集とかして開催に向けて検討したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

今、町長公室長より説明がありましたけれど補足して説明させていただきます。

高齢者のスマホ教室は10月18日（水）に午前中に20名の受付、午後に20名の受付で開催致しました。実際、20名+20名の受付で定員が満員になりましたけれど、実際来られたのが午前中が18名、午後が20名でありました。定員により断った方が10名ほどおりました。今後ですけど、1月に2日ほどで合計4回の開催を検討しておりますので、また、1月の広報等で周知させて頂きたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

大変申し訳ありませんでした。スマホ教室ということで1月に4回やるということで、やはり機械に慣れるということから拒否反応を無くしていくということが大



事やなって思っております。それでこの間、私はある会合で教育委員会の方のアプリの方の関係ですけれども、教育委員会の方でしている「すぐーる」というのをこの間、私アプリをQRコードで取り入れさせて頂き、大変そのアプリが有効だし素早いし、それから、すごく助かったんです。瞬時に見れますし、状況がすぐ分かりまして、大変それ私よかったなと思って、その「すぐーる」ということについて、もうちょっと詳しく知りたいなと思ってるんですが、よろしいでしょうか。

議長（小川 保）

竹田課長、大丈夫ですか。

議員（隅岡 美子）

学校ごとに、校区ごとに「すぐーる」というのやってるんです。四箇だったら四箇、白方だったら白方で、QRコードで登録したら、その四箇小学校、そういった。

教育総務課長（竹田 光芳）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

現在、各幼・小・中学校の保護者とか緊急の連絡したい場合があった場合は、メールの方で登録して頂いてる方につきましては、メールの方で色々情報等々をお送りしておりますが、今度、隅岡議員おっしゃるようにアプリで登録して頂いて、順次、緊急な要件がありましたら、そちらでお送りするような形にしています。その「すぐーる」というアプリなんですけど、そのいいところは、日本語だけじゃなくて外国語にも対応しているっていうことと今まででしたら、添付の書類を付けることが難しかったんですが、今度アプリになりますのでPDFとかそういった形の書類、学校のお知らせであるとか、こういう所、危険な場所があるんであればそういった形。今回、修学旅行行った場合、学校の方から写真付きで、今こういう状況ですよというのが随時送られてくるような、そういった形の便利なソフトを使わせて頂いております。本格運用につきましては来年度からなんですけど、準備が出来た学校から順次も始めているような状況でございます。今後ともご活用頂けたらなと思っておりますので、よろしくお願い致します。以上、答弁とさせていただきます。

議長（小川 保）

隅岡議員に申し上げておきます。次第に通告と差異が出て来ておりますので、そろそろ3番目の質問頂けたら有り難いんですが。よろしゅうございますか。2番目ですか。はい。じゃあ2番目。隅岡 美子 議員。

議員（隅岡 美子）

度々済みませんでした。2番目です。地域コミュニティの方ですよね。

地域コミュニティを維持するための支援の必要性についてのお考えをお伺い致します。

町長公室長（山内 剛）

隅岡議員の地域コミュニティを維持するための支援の必要性についてのご質問に答弁をさせていただきます。

地域コミュニティの中心的な存在であるのが自治会であります。安全で安心して快適な地域生活を送るために自治会が行う交流、防犯・防災や美化活動等は、本町においても大変重要な取組であり、自治会のような共助の取組無しでは、住みよい多度津町は作れないと考えております。そのため、自治会からの町に対する要望につきましては随時、受け付けており、受け付けた要望につきましては、町長公室から担当課に対応を依頼して要望内容の確認や対処方法の検討を行います。そして、各課からの対応について町長公室で取りまとめを行い、自治会長に回答しております。昨今、住民生活の多様化や高齢化による会員の減少、役員の担い手不足などそれぞれの自治会によって抱えている問題は様々であり、その問題を解決するためには、行政からの支援は今後も必要であると考えています。自治会がどのような支援を求めているのか町内の自治会を統括している町自治連合会と連携を図りながら、支援の方法を検討していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

質問です。ただ今の答弁の中より質問をさせていただきます。

今後、町の自治連合会と連携をとりながら、こういった支援があるかという方法を検討していきたいと考えております。ということでございます。いつ、どのような方法で検討していくのか、こういったことを検討していくのか、具体的にお示し出来るのであれば、お示しを頂きたいと思えます。よろしくお願い致します。

町長公室長（山内 剛）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

自治連合会の会議が年に3回程度ありますが、その際に、先ほども申し上げました自治会からの要望とかの内容に沿いまして、自治会で困っていることは何か、実際に会長さんされている方たちがお集まりになりますので、全体的に同じような内容のものであれば、町としてどう支援出来ればいいのかという内容について、また、検討させていただきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

次の質問に入ります。

高齢化が進み、自治会等の役員として働ける方も少なくなる中で地域コミュニティの維持は難しいと考えます。今後は、自治会等のデジタル化などデジタル技術を活用しての地域コミュニティの再構築について、町のお考えをお伺い致します。よろしくお願い致します。

町長公室長（山内 剛）

隅岡議員のデジタル技術を活用した地域コミュニティの再構築についてのご質問に答弁をさせていただきます。

自治会に加入していない方の大きな要因の一つに自治会役員の業務負担があります。会員の減少や役員の担い手不足が問題となっている中、役員業務の一つである回覧物等の仕分けや配布作業などの業務を効率化し負担を軽減することが問題解決の一つであり、そのためにもデジタル技術の導入は重要であると考えています。

しかし、自治会の中にはデジタルに馴染みがある方もいれば、会員の高齢化により、パソコンやタブレットなどデジタル端末の使用に不慣れな方も多くおられます。回覧物を住民同士が直接受け渡すことがコミュニケーションのキッカケになっている側面もあるため、そのような点も考慮しながら自治会のデジタル化に関するニーズは何か、何を必要としているのか整理し、他の自治体の自治会に対するデジタル技術の導入事例を参考にしながら多度津町自治連合会と今後のデジタル技術の導入についても協議していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

先ほども最初のご答弁にもございましたように自治会役員の業務負担が大きいということで、非常に担い手不足の問題となっているということで、LINEとかアプリを使った回覧板とか、そういったものが、すごく有効だと考えております。そういったことは、今後、大変重要な課題でありますので、こういったことも、しっかりと今後、取り入れて、なるべく業務を負担出来るように、例えば、今、ここに書いとるように、やはりアナログで回覧板をお隣の家を持って行くということも非常にコミュニティの点から言えば、大変大事なことであるとは私も承知をしておりますけれども、そういったこともしながら、タブレットとか、そういったLINEとか、アプリを活用しながら、両方でしっかりと若い方の自治会も今後、増えて来ると思うし、自治会の加入率も上がってくるんじゃないかなと、私はこのように考えて、この質問をした訳でございます。今後、また、この点を踏まえて町発展のためにしっかりと頑張っていっていきたいなと思って期待をしております。

以上で、11番、隅岡 美子の質問を終わらせて頂きます。

議長（小川 保）

隅岡議員、ちょっとお待ち下さいね。どうぞ。富木田課長、どうぞ。

健康福祉課長（富木田 笑子）

先ほど私が答弁致しました補装具助成事業の丸亀市の令和5年度の実績を3件から5件と申し上げましたが、資料がございましたので、13件でございました。訂正させていただきます。

議長（小川 保）

はい。これをもって、11番、隅岡 美子 議員の質問は終わります。

それでは、これにて一般質問を終了致します。

本日の日程は全て終了致しました。

全員ご起立をお願い致します。礼。

これにて散会を致します。

次回は、明日、午前9時より一般質問を行いますので、よろしくお願い致します。

長時間お疲れさまでございました。

散会 午後4時12分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和 5 年 12 月 12 日  
第 4 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記